

社会保障制度の拡充を求める自治体要請キャラバン

2019 年度自治体アンケートのまとめ

[目 次]

国民健康保険について (P. 1～6)

福祉医療等について (P. 7～8)

健診について (P. 9～12)

予防接種について (P. 13)

介護保険について (P. 14～17)

生活保護について (P. 18～19)

障害者福祉について (P. 20～21)

子育て支援について (P. 22～29)

(問い合わせ先)

山形県社会保障推進協議会事務局 (工藤)

〒990-2331 山形市飯田西 1-2-30

電 話 023-631-3327

ファックス 023-641-8937

電子メール syaho@yamagata-miniren.com

社会保障制度の拡充を求める自治体要請キャラバン

2019年度自治体アンケートの結果

◇国民健康保険について

(1) 加入世帯数および被保険者数（2019年4月1日現在）

	加入世帯数（世帯）	65歳以上の高齢者だけで構成する世帯数	うち1人だけの世帯数	被保険者数（人）	年齢階層別被保険者数（人）		
					0～14歳	15～64歳	65～74歳
山形市	28,980	22,616	3,808	45,451	2,313	20,522	22,616
米沢市	9,807	5,760	3,966	15,094	690	6,851	7,553
新庄市	4,631	4/1未集計	4/1未集計	7,754	4/1未集計	4/1未集計	3,453
寒河江市	4,831	抽出不可	抽出不可	8,041	470	3,585	3,986
上山市	4,246	記載なし	記載なし	6,968	326	3,036	3,576
村山市	3,136	記載なし	記載なし	5,373	284	2,301	2,788
長井市	3,150	1,493	968	5,158	333	2,258	2,567
天童市	7,597	2,203	933	12,830	756	5,746	6,328
東根市	5,444	記載なし	記載なし	9,570	592	4,659	4,319
尾花沢市	2,365	1,024	621	4,118	234	1,935	1,949
南陽市	3,886	1,715	1,115	6,435	記載なし	記載なし	記載なし

(2) 国保税の予定収納率

	2018年度実績（％）	2019年度予定（％）
山形市	91.98	92
米沢市	70.95	記載なし
新庄市	95.17	95.19
寒河江市	92.81	記載なし
上山市	84.03	84.04
村山市	80.49	80.49
長井市	91.9	91.91
天童市	74.8	74.8
東根市	84.56	84.56
尾花沢市	83.54	84.21
南陽市	96.38	96.8

(3) 2019年度の保険税率等について（国保医療分）

	所得割（％）	資産割（％）	均等割（円）	平等割（円）	賦課限度額
山形市	9.42	—	22,800	26,700	61万円
米沢市	9.2	—	26,300	28,800	61万円
新庄市	6.65	11.0	26,100	24,400	61万円
寒河江市	8.17	—	26,600	20,300	61万円
上山市	8.3	—	28,500	26,000	61万円
村山市	7.05	—	22,000	26,000	61万円
長井市	7.3	15.0	28,800	19,200	61万円
天童市	7.7	—	29,200	22,000	61万円
東根市	7.3	—	23,400	20,000	61万円
尾花沢市	8.5	—	26,900	26,000	61万円
南陽市	8.0	—	26,600	20,600	61万円

2019年度の保険税率等について（後期高齢者医療支援分）

	所得割（％）	均等割（円）	平等割（円）	賦課限度額
山形市	2.79	6,700	8,400	19万円
米沢市	2.9	8,400	9,500	19万円
新庄市	2.57	8,300	7,900	19万円
寒河江市	2.47	8,300	6,300	19万円
上山市	2.5	9,800	—	19万円
村山市	2.9	8,100	—	19万円
長井市	2.0	8,400	—	19万円
天童市	2.5	10,100	7,400	19万円
東根市	3.0	6,500	—	19万円
尾花沢市	2.6	8,500	—	19万円
南陽市	2.3	8,200	6,200	19万円

2019年度の保険税率等について（介護保険分）

	所得割（％）	均等割（円）	平等割（円）	賦課限度額
山形市	2.08	13,600	—	16万円
米沢市	2.7	10,000	7,400	16万円
新庄市	1.55	8,900	7,000	16万円
寒河江市	1.73	8,200	4,200	16万円
上山市	2.85	14,000	—	16万円
村山市	1.75	7,800	—	16万円
長井市	1.5	8,400	—	16万円
天童市	2.0	10,300	5,800	16万円
東根市	3.3	9,500	—	16万円
尾花沢市	1.8	9,400	—	16万円
南陽市	2.1	8,200	4,300	16万円

（新庄市の資産割は4.0％）

（新庄市の資産割は1.90％）

(4) 次の各条件で、年間に支払う国保税額（2019年4月1日現在）（円/年）

	一人世帯（63歳）		二人世帯（夫63歳、妻63歳、妻の収入はゼロ）		四人世帯（夫45歳、妻45歳で収入ゼロ、子どもは高校生1人、中学生1人）	
	所得100万円の世帯	所得200万円の世帯	所得100万円の世帯	所得200万円の世帯	所得200万円の世帯	所得300万円の世帯
山形市	173,800	316,700	192,600	359,800	382,700	561,700
米沢市	189,400	337,400	207,100	382,100	410,700	599,500
新庄市	154,600	262,300	172,800	305,600	335,400	482,100
寒河江市	156,600	280,300	176,300	323,400	355,800	516,900
上山市	169,600	306,100	195,800	358,400	393,600	571,500
村山市	157,800	274,800	172,200	312,700	337,300	489,900
長井市	147,900	255,900	169,200	301,500	336,800	483,900
天童市	166,400	288,400	189,200	338,000	374,000	538,600
東根市	163,600	299,600	180,500	339,000	364,300	534,800
尾花沢市	170,100	299,100	189,200	343,900	389,900	562,500
南陽市	157,100	281,100	176,600	324,100	356,400	517,700

(5) 資格証明書（2019年8月1日現在）

資格証明書を交付している場合、交付にあたり面接を実施しているか

資格証書交付世帯のうち、高校生以下の子どものいる世帯数

	必ず面談している	面談がなくても交付する場合があります	その他		交付世帯数（世帯）	うち乳幼児（人）	小学生（人）	中学生（人）	高校生（人）
山形市		○		山形市	7	2	3	4	3
米沢市		○		米沢市	1				
新庄市		○		新庄市	3		1	3	1
寒河江市		○		寒河江市	7	1	2	2	5
上山市		○		上山市	3				4
村山市		○		村山市	0				
長井市		○		長井市	3		2	2	3
天童市			○	天童市	0				
東根市	○			東根市	24	5	16	11	16
尾花沢市		○		尾花沢市	7	3	2	1	4
南陽市		○		南陽市	5		1	3	3

資格証明書の交付除外で配慮している点

	国の基準どおり実施している	高校生以下のいる世帯	障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯	病弱者のいる世帯	交付対象から除外の場合がある	資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準	
山形市	○					山形市	国の基準どおり実施している
米沢市						米沢市	国民健康保険法にもとづき、特別の事情の場合
新庄市	○					新庄市	
寒河江市		○	○			寒河江市	緊急に受診の必要が生じた世帯で、納税相談を行った場合
上山市	○					上山市	納税相談にて今後の支払いの考えを提示
村山市		○	○	○		村山市	
長井市	○					長井市	入院を要する場合
天童市	○					天童市	省令第5条の8項および2項に規定する特別の事情届の提出により切り替えを行う
東根市	○					東根市	特になし
尾花沢市		定期的に納付をおこなっている場合				尾花沢市	納付相談をおこない対応する
南陽市	○					南陽市	個別事情の内容により対応する

(6) 短期保険証

有効期間別の交付数 (2019年8月1日現在) (人)

	1ヵ月以内	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	1年	その他
山形市						1,957		
米沢市				698		119		
新庄市			232					
寒河江市						144		
上山市					1	1		
村山市			247			49		
長井市				58				
天童市			603			130		
東根市	12世帯		123世帯					
尾花沢市	14		96					
南陽市			217			30		

(7) 保険料(税)滞納者への差押えについて (2018年4月1日～2019年3月31日)

	差押えの基準	予告通知書の発行(件)	差押え額(円)	不動産	預貯金	生命保険(うち学資保険)	その他
山形市	国税徴収法47条、地方税法728条	統計なし	42,165,136	2	—	—	債権の内訳は抽出不可、全体で408件
米沢市	国税徴収法47条	7,829	21,863,998	0	244	14 (0)	35 (給与、年金、売掛金、国税還付金、経営所得安定対策交付金)
新庄市	なし	773	44,435,644	3	25	5 (2)	78 (給与・所得税還付金)
寒河江市		113	記載なし		23		4 (賃借料、給与等)
上山市	国税徴収法の規定	0	4,539,571	6			11 (記載なし)
村山市		記載なし	1,374,958		28		22 (給与、国税還付金)
長井市	国税徴収法による	105	28,731,363		172	2 (0)	12 (記載なし)
天童市	なし	369	58,739,834	17	65	2 (0)	29 (国税還付金、給与)
東根市	納付實力および考慮すべき事情の有無をもとに検討	62	1,723,173	0	27	0	35 (給与、国税還付金、)
尾花沢市	なし	13	989,323	0	17	0	29 (国税還付金等)
南陽市	分割納付不履行、相談に来庁せず滞っている場合	584	8,212,089	3	9	2 (0)	141 (給与、年金等)

	競売による現金化(件)	徴収の猶予(件)		換価の猶予(件)			滞納処分の停止(件)
		申請件数	許可	申請件数	許可	職権	
山形市	0	0	0	0	0	0	515人
米沢市	0	0	0	0	0	0	516
新庄市	0	0	0	0	0	0	308
寒河江市	0	0	0	0	0	0	85
上山市	0	0	0	0	0	0	0
村山市	0	0	0	0	0	0	0
長井市	0	0	0	0	0	0	0
天童市	0	0	0	0	0	17	177
東根市	0	0	0	0	0	0	23
尾花沢市	0	0	0	0	0	0	15
南陽市	1	0	0	0	0	0	78

(8) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数

(2019年8月1日現在)

(9) 保険税の滞納世帯数 (2019年4月1日現在)

(10) 保険税の滞納による差押え世帯数と金額 (2018年度)

	交付した保険証・短期保険証の留め置き人数	保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数	その他		滞納世帯数(世帯)	差押えした世帯数	差押えした金額(円)
山形市	0	0		山形市	2,970	408	42,165,136
米沢市	短期証11人	0		米沢市	1,427	374	21,863,998
新庄市	3	0		新庄市	743	89	1,107,557
寒河江市	0	0		寒河江市	584	記載なし	記載なし
上山市		10月1日に未交付人分を交付		上山市	158	17	4,539,571
村山市	0	0		村山市	260	50	1,374,958
長井市	0	0		長井市	114	97	28,731,363
天童市	0	0		天童市	326	113	58,739,834
東根市	42	0		東根市	589	56	1,723,173
尾花沢市	0	0		尾花沢市	220	46	989,323
南陽市	0	0		南陽市	425	54	8,212,089

(11) 国保法77条による国保税減免制度の実績 (2018年4月1日～2019年3月31日)

	受付した世帯数 (世帯)	実施した世帯数 (世帯)	実施した総額 (円)	自治体独自の低所得者減免実施の場合の要件	保険税の収入減を理由にした減免を実施の場合の要件
山形市	26	20	989,300	なし	当該年度4月1日の生活保護法による保護を必要とする程度の経済要件
米沢市	34	34	808,800	刑事施設入所期間中の減免 H26より	
新庄市	0	0	0	①生活が著しく困難、②被災者、③やむをえない事情	
寒河江市	0	0	0	実施していない	別表あり
上山市	13	13	308,000		
村山市	0	0	0		
長井市	24	24	627,000		
天童市	9	9	243,700	なし	失業・その他の理由で当該年度の世帯全体の所得が前年度所得より3分の2以下に減少し、納付が著しく困難と認められる場合
東根市	0	0	0		
尾花沢市	1	1	109,100		
南陽市	9	9	776,300		

(12) 国保法44条の一部負担金減免制度について

	一部負担金減免制度を実施しているか	生活保護基準を目安にした減免基準を設けているか	生活保護基準を目安とした減免基準を満たした場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少に該当しなくても対象となるか
山形市	実施している	設けている	生活保護基準による基準に加え、災害や失業などによる収入の減少などの要件が必要
米沢市	実施している	設けている	生活保護基準による基準に加え、災害や失業などによる収入の減少などの要件が必要
新庄市	実施している	設けている	生活保護基準を目安とした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる
寒河江市	実施している	検討中である	生活保護基準による基準に加え、災害や失業などによる収入の減少などの要件が必要
上山市	実施している	設けている	生活保護基準を目安とした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる
村山市	実施している	設けている	生活保護基準による基準に加え、災害や失業などによる収入の減少などの要件が必要
長井市	実施している	設けている	生活保護基準による基準に加え、災害や失業などによる収入の減少などの要件が必要
天童市	実施の予定がない		
東根市	実施している	設けている	生活保護基準による基準に加え、災害や失業などによる収入の減少などの要件が必要
尾花沢市	実施している	設けている	生活保護基準による基準に加え、災害や失業などによる収入の減少などの要件が必要
南陽市	実施している	設けている	生活保護基準による基準に加え、災害や失業などによる収入の減少などの要件が必要

自治体窓口 (電話相談なども含む) への相談・申請の実績 (2018年度)

	相談件数	申請件数	減免件数	減免金額 (円)
山形市	0	0	0	0
米沢市	0	0	0	0
新庄市	0	0	0	0
寒河江市	0	0	0	0
上山市	0	0	0	0
村山市	0	0	0	0
長井市	0	0	0	0
天童市	0	0	0	0
東根市	0	0	0	0
尾花沢市	0	0	0	0
南陽市	0	0	0	0

(13) 高額療養費について

申請勧奨

支払い件数 (2018年度)

	自動払いし ている	申請書を送 付している	通知を送付 している		高額療養費 支給件数	金額 (円)	該当者の内、 未申請件数	金額 (円)
山形市		○		山形市	12,595	117,443,626	2,449	18,045,695
米沢市			○	米沢市	5,010	62,339,699	701	5,023,703
新庄市			○	新庄市	1,765	28,470,714	303	1,905,126
寒河江市			○	寒河江市	1,462	18,686,175	記載なし	記載なし
上山市		○		上山市	5,141	291,817,595	記載なし	記載なし
村山市			○	村山市	1,805	25,120,947	127	737,645
長井市			○	長井市	3,423	197,910,781	51	304,264
天童市			○	天童市	2,189	30,574,102	301	2,807,748
東根市			○	東根市	5,611	406,893,146	682	6,588,252
尾花沢市			○	尾花沢市	890	10,060,597	記載なし	記載なし
南陽市		○		南陽市	5,003	273,367,756	把握していない	

(14) 国保運営協議会について

	運営協議会の公開		運営協議会委員の公募枠	
	公開していない	公開している	ない	ある (人)
山形市		○	○	
米沢市		○		○ (4)
新庄市		○		○ (3)
寒河江市	○		○	
上山市	○		○	
村山市		○	○	
長井市		○		○ (3)
天童市	○		○	
東根市	○		○	
尾花沢市	○		○	
南陽市	○		○	

(15) 国保会計の歳入歳出予算 (2019年度予算) (千円)

	歳入の部		歳出の部	
山形市	国民健康保険税	4,724,731	保険給付費	15,947,283
	県支出金	16,052,460	国民健康保険事業費納付金	6,537,314
	繰入金	2,237,414	保険事業費	206,698
	その他	62,588	その他	385,898
	歳入合計	23,077,193	歳出合計	23,077,193
米沢市	歳入の部		歳出の部	
	国民健康保険税	1,468,327	保険給付費	5,233,210
	県支出金	5,248,240	国民健康保険事業費納付金	2,032,612
	繰入金	838,304	保険事業費	73,877
	その他	23,048	その他	238,220
	歳入合計	7,577,919	歳出合計	7,577,919
新庄市	歳入の部		歳出の部	
	国民健康保険税	670,477	保険給付費	2,264,292
	県支出金	2,259,031	国民健康保険事業費納付金	953,442
	繰入金	224,081	保険事業費	40,056
	その他	236,890	その他	132,689
	歳入合計	3,390,479	歳出合計	3,390,479
寒河江市	歳入の部		歳出の部	
	国民健康保険税	755,970	保険給付費	2,731,739
	県支出金	2,763,104	国民健康保険事業費納付金	1,169,297
	繰入金	479,825	保険事業費	39,190
	その他	20,148	その他	78,821
	歳入合計	4,019,047	歳出合計	4,019,047

	歳入の部		歳出の部	
上山市	国民健康保険税	641,600	保険給付費	2,498,006
	県支出金	2,512,935	国民健康保険事業費納付金	843,347
	繰入金	327,666	保険事業費	63,621
	その他	7,799	その他	85,026
	歳入合計	3,490,000	歳出合計	3,490,000
村山市	国民健康保険税	453,397	保険給付費	1,893,831
	県支出金	1,910,486	国民健康保険事業費納付金	665,164
	繰入金	312,955	保険事業費	29,625
	その他	6,079	その他	94,297
	歳入合計	2,682,917	歳出合計	2,682,917
長井市	国民健康保険税	501,254	保険給付費	1,683,474
	県支出金	1,703,162	国民健康保険事業費納付金	700,022
	繰入金	248,211	保険事業費	45,763
	その他	9,914	その他	33,282
	歳入合計	2,462,541	歳出合計	2,462,541
天童市	国民健康保険税	1,228,052	保険給付費	4,472,416
	県支出金	4,493,720	国民健康保険事業費納付金	1,625,870
	繰入金	520,431	保険事業費	51,351
	その他	9,862	その他	102,428
	歳入合計	6,252,065	歳出合計	6,252,065
東根市	国民健康保険税	897,343	保険給付費	3,350,249
	県支出金	3,382,441	国民健康保険事業費納付金	1,247,999
	繰入金	425,609	保険事業費	95,603
	その他	54,607	その他	66,149
	歳入合計	4,760,000	歳出合計	4,760,000
尾花沢市	国民健康保険税	426,680	保険給付費	1,400,474
	県支出金	1,406,665	国民健康保険事業費納付金	601,661
	繰入金	235,677	保険事業費	20,735
	その他	31,257	その他	77,409
	歳入合計	2,100,279	歳出合計	2,100,279
南陽市	国民健康保険税	562,329	保険給付費	2,387,051
	県支出金	2,407,179	国民健康保険事業費納付金	953,087
	繰入金	526,286	保険事業費	28,741
	その他	4,115	その他	131,030
	歳入合計	3,499,909	歳出合計	3,499,909

(16) 一般会計から国保会計への法定外繰り入れ

(2019年度予算) (円/年)

	法定外繰り入れの総額	一世帯当たりの 法定外繰り入れ額
山形市	0	0
米沢市	12,832,000	1,308
新庄市	0	0
寒河江市	26,953,000	※5574
上山市	0	0
村山市	0	0
長井市	0	0
天童市	23,728,000	3,123
東根市	0	0
尾花沢市	0	0
南陽市	1,700,000	437

(※寒河江市の当初推計世帯数は4,835)

(17) 保険給付費支払基金の残高

(2019年3月31日現在) (円)

	2018年度の 受診率 (%)	2019年度の受診 率目標 (%)
山形市	41.2	48
米沢市	39.7	42
新庄市	46.9	52
寒河江市	45.2	47
上山市	40.0	45
村山市	52.1	54
長井市	45.3	55
天童市	49.8	51
東根市	49.6	60
尾花沢市	55.8	56
南陽市	42.9	60

(※寒河江市は事業財政調整基金額)

(18) 特定検診について

(2019年4月1日現在)

	2018年度の 受診率 (%)	2019年度の受診 率目標 (%)
山形市	41.2	48
米沢市	39.7	42
新庄市	46.9	52
寒河江市	45.2	47
上山市	40.0	45
村山市	52.1	54
長井市	45.3	55
天童市	49.8	51
東根市	49.6	60
尾花沢市	55.8	56
南陽市	42.9	60

社会保障制度の拡充を求める自治体要請キャラバン

2019年度自治体アンケートの結果

◇福祉医療等について

(1) 子どもの医療費助成制度について (2019年9月1日時点)

	助成内容		変更計画について
	入院	通院	
山形市	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	
米沢市	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	
新庄市	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	
寒河江市	18歳年度末まで現物給付・所得制限なし	18歳年度末まで現物給付・所得制限なし	
上山市	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	
村山市	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	
長井市	中学3年生まで償還払い・所得制限なし	中学3年生まで償還払い・所得制限なし	
天童市	18歳年度末まで現物給付・償還払い・所得制限なし		
東根市	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	2019.10.1より入院・通院を高校3年まで現物給付、所得制限なし
尾花沢市	18歳年度末まで現物給付（一部償還払い）・所得制限なし	18歳年度末まで現物給付（一部償還払い）・所得制限なし	
南陽市	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	中学3年生まで現物給付・所得制限なし	

(県外受診は償還払い)

(2) 後期高齢者医療制度について

①保険料の滞納

差し押さえ (2018年4月1日～2019年3月31日)

	保険料滞納者数 (人)	短期保険証発行人数 (人)	件数 (件)	金額 (円)
山形市	338	101	0	0
米沢市	93	653	24	1,119,100
新庄市	47	19	0	0
寒河江市	34	記載なし	0	0
上山市	10	9	0	0
村山市	10	10	2	36,900
長井市	33	9	17	117,356
天童市	47	35	1	3,100
東根市	45	記載なし	2	27,370
尾花沢市	19	7	3	18,811
南陽市	35	記載なし	17	284,329

②後期高齢者医療保険の収納実態 (2018年度)

(山形市)

(米沢市)

(新庄市)

	件数	構成比 (%)		件数	構成比 (%)		件数	構成比 (%)
満額納付	15,214	38.2	満額納付			満額納付	1,316	22.56
2割減額	3,590	9.0	2割減額			2割減額	462	8.26
5割減額	4,763	12.0	5割減額			5割減額	1,302	22.49
5割・元被扶養者	2,106	5.3						
7割減額	—	—	7割減額			7割減額	—	—
8.5割減額	7,545	18.9	8.5割減額			8.5割減額	1,321	22.65
9割減額	6,623	16.6	9割減額			9割減額	1,402	24.04
収納猶予	0	0.0	収納猶予	0		収納猶予	0	0
(滞納)	(338)	(0.84)	(滞納)	(111)		(滞納)	(47)	—
合 計	39,841	100.0	合 計			合 計	5,833	100.00

(寒河江市)			(上山市)			(村山市)		
	件数	構成比 (%)		件数	構成比 (%)		件数	構成比 (%)
満額納付	不明		満額納付	記載なし		満額納付	統計なし	
2割減額			2割減額			2割減額		
5割減額			5割減額			5割減額		
7割減額			7割減額			7割減額		
8.5割減額			8.5割減額			8.5割減額		
9割減額			9割減額			9割減額		
収納猶予			収納猶予			収納猶予		
(滞納)			(滞納)			(滞納)		
合 計			合 計			合 計		

(長井市)			(天童市)			(東根市)		
	件数	構成比 (%)		件数	構成比 (%)		件数	構成比 (%)
満額納付	内訳把握 なし		満額納付	統計なし		満額納付	抽出不可	
2割減額			2割減額			2割減額		
5割減額			5割減額			5割減額		
7割減額			7割減額			7割減額		
8.5割減額			8.5割減額			8.5割減額		
9割減額			9割減額			9割減額		
収納猶予			収納猶予			収納猶予		
(滞納)			(滞納)			(滞納)		
合 計	1,039,946,596		合 計			合 計		

(尾花沢市)			(南陽市)		
	件数	構成比 (%)		件数	構成比 (%)
満額納付	907	23.7	満額納付	1,534	25.8
2割減額	230	6.0	2割減額	384	6.5
5割減額	844	22.1	5割減額	615	10.4
7割減額	0	0.0	7割減額	1,486	25.0
8.5割減額	1,012	26.5	8.5割減額	1,123	18.9
9割減額	826	21.6	9割減額	795	13.4
収納猶予	0	0.0	収納猶予	0	0.0
(滞納)			(滞納)	(35)	
合 計	3,819	100.0	合 計	5,937	100.0

社会保障制度の拡充を求める自治体要請キャラバン

2019年度自治体アンケートの結果

◇健診について

(1) 実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

(山形市)

(山形市)

健診（検診）の種類			実施方式		個別方式		集団方式		前年度受診率（％）
			個別	集団	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健康検査			○	○	なし	可	なし	可	41.2（速報値）
がん検診	胃がん	X線	○	○	3,400円	可	1,400円	可	18.1
		内視鏡							
	大腸がん		○	○	1,300円	可	600円	可	28.5
	肺がん	胸部X線	○	○	1,000円	可	300円	可	29.9
		胸部X線・喀痰			2,000円		1,200円		
	子宮がん	頸部	○	○	2,000円	不可	1,600円	不可	23.5
		頸部・体部	○		2,900円				
	乳がん （マンモ）	40歳代2方向	○	○	1,600円	不可	1,500円	不可	25.6
		50歳代1方向			1,000円		900円		
	前立腺がん		○	○	800円	可	800円	可	17.9
歯周疾患			○		1,300円	不可			0.2

（米沢市）70歳以上と70歳未満で後期高齢者被保険者、市民税非課税世帯は無料

健診（検診）の種類			実施方式		個別方式		集団方式		前年度受診率（％）
			個別	集団	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健康検査			○	○	1,000円	可	1,000円	可	39.7
がん検診	胃がん	X線	○	○	2,000円	可	1,000円	可	15.7
		内視鏡	○		3,000円	可			—
	大腸がん		○	○	500円	可	500円	可	26.4
	肺がん		○	○	700円	可	500円	可	26.7
	子宮がん		○	○	1,000円	可	1,000円	可	27.5
	乳がん（マンモ）		○	○	40歳代1,700円、50歳以上1,400円	可	40歳代1,700円、50歳以上1,400円	可	24.0
	前立腺がん								
歯周疾患				○			500円	不可	1.5

（新庄市）

（新江市）

健診（検診）の種類			実施方式		個別方式		集団方式		前年度受診率（％）
			個別	集団	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健康検査			○	○	1,000円	可	1,000円	可	46.5
がん検診	胃がん	X線		○			40歳1,400円、 41歳～2,000円	可	20.5
		内視鏡							
	大腸がん		○	○	600円	可	800円	可	33.5
	肺がん		○	○	1,100円	可	40～64歳500円、65歳～無料 可		40.4
	子宮がん		○	○	3,300円	不可	20～39歳1,500円、 40歳～2,100円	不可	30.1
	乳がん（マンモ）		○	○	3,000円	不可	1,600円	不可	37.0
	前立腺がん			○			1,200円	不可	—
歯周疾患			○		1,300円	不可			2.5

(寒河江市)

健診（検診）の種類			実施方式		個別方式		集団方式		前年度受診率（％）
			個別	集団	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健康検査				○			2,000円	可	45.2
がん検診	胃がん	X線		○			1,800円	可	25.9
		内視鏡							
	大腸がん			○			500円	可	36.6
	肺がん			○			500円	可	37.5
	子宮がん		○	○	1,800円	可	1,800円	可	41.9
	乳がん（マンモ）		○	○	1方向1,900円、2方向2,800円	不可	1方向900円、2方向1,700円	不可	40.7
	前立腺がん								
歯周疾患			○		記載なし	不可			9.7

(上市市)

健診（検診）の種類			実施方式		個別方式		集団方式		前年度受診率（％）
			個別	集団	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健康検査			○	○	無料	記載なし	記載なし	可	47.9
がん検診	胃がん	X線		○				可	26.6
		内視鏡							
	大腸がん			○			600円	可	43.0
	肺がん			○			400円	可	44.7
	子宮がん		○	○	1,500円	記載なし	1,400円	可	49.3
	乳がん（マンモ）		○	○	1,700円	記載なし	1,400円	可	61.3
	前立腺がん			○			800円	可	10.6
歯周疾患				○			無料	可	3.3

(村山市)

健診（検診）の種類			実施方式		個別方式		集団方式		前年度受診率（％）
			個別	集団	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健康検査			○	○	1,800円	可	1,800円	可	52.1
がん検診	胃がん	X線		○			2,000円	可	33.8
		内視鏡							
	大腸がん			○			800円	可	48.8
	肺がん			○			600円	可	49.4
	子宮がん		○	○	2,200円	可	2,000円	可	25.1
	乳がん（マンモ）		○	○	1,800円	可	1,600円	可	31.8
	前立腺がん			○			2,200円	可	記載なし
歯周疾患			○		1,300円	可			記載なし

(長井市)

健診（検診）の種類			実施方式		個別方式		集団方式		前年度受診
			個別	集団	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	率（％）
特定健康検査			○	○	0円	可	0円	可	45.4
がん検診	胃がん	X線		○			1,000円	可	21.9
		内視鏡							
	大腸がん			○			800円	可	32.8
	肺がん			○		65歳以上無料、 40歳以上1,000円		可	34.9
	子宮がん		○	○	2,100円	可	2,100円	可	31.2
	乳がん（マンモ）		○	○	2,100円	可	2,100円	可	40.2
	前立腺がん			○		50歳、55歳、60歳1,000円		可	記載なし
歯周疾患			○			不可			5.7

(天童市)

健診（検診）の種類			実施方式		個別方式		集団方式		前年度受診率（％）
			個別	集団	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健康検査				○		40～60歳2,000円、65～69歳1,600円、70歳以上無料		可	49.8
がん検診	胃がん	X線		○		1,100円、公民館総合健診は70歳以上無料		可	29.1
		内視鏡		○		実施機関ごとに個別設定		可	
	大腸がん			○	500円、公民館総合健診は70歳以上無料		可	45.0	
	肺がん			○	300円、公民館総合健診は65歳以上無料		可	41.3	
	子宮がん		○	○	1,500円	可	1,000円、70歳以上無料 可	34.9	
	乳がん（マンモ）		○	○	40歳代5,500円、50歳以上1,700円 不可		40歳代5,500円、50歳以上1,700円 不可	39.6	
	前立腺がん			○			800円 可	10.7	
	歯周疾患			○		1,300円	可		4.8

(東根市)

（栗根市）

健診（検診）の種類			実施方式		個別方式		集団方式		前年度受診率（％）
			個別	集団	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健康検査				○			2,000円	可	49.5
がん検診	胃がん	X線		○			1,500円	可	27.5
		内視鏡							
	大腸がん			○			500円	可	42.2
	肺がん			○			500円	可	44.7
	子宮がん		○	○	2,000円	可	2,000円	可	32.7
	乳がん（マンモ）		○	○	1,500円	可	1,500円	可	38.8
	前立腺がん			○			2,200円	可	
歯周疾患			○		1500円	記載なし			1.6

(尾花沢市)

（尾花川市）

健診（検診）の種類			実施方式		個別方式		集団方式		前年度受診率（％）	
			個別	集団	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診		
特定健康検査				○			2,000円	可		
がん検診	胃がん	X線		○			2,000円	可		
		内視鏡								
	大腸がん			○			800円	可		
	肺がん			○			700円	可		
	子宮がん			○			2,100円	可		
	乳がん（マンモ）			○			50歳以上1,500円、 40歳代2,250円		可	
	前立腺がん			○			2,376円	可		
歯周疾患			○		1,300円	可				

(南陽市)

(南陽市)

健診（検診）の種類			実施方式		個別方式		集団方式		前年度受診率（％）
			個別	集団	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健康検査				○			2,000円	可	40.9
がん検診	胃がん	X線		○			1,700円	記載なし	23.4
		内視鏡							
	大腸がん			○			500円	可	35.2
	肺がん			○			500円	可	35.9
	子宮がん		○	○	1,400円	可	1,400円	可	20.0
	乳がん（マンモ）		○	○	記載なし	可	1,600円	可	29.8
	前立腺がん			○			1,000円	可	8.6
歯周疾患			○		500円	可			1.1

(2) 乳がん検診時の実施について

	乳がん検診時の視触診		乳がん検診時に超音波検査の実施を		
	実施している	実施していない	対象としている	対象年齢	対象としていない
山形市		○			○
米沢市		○			○
新庄市		○			○
寒河江市	○				○
上山市	○				○
村山市		○			○
長井市	○		○	35～39歳	
天童市	○				○
東根市		○			○
尾花沢市		○	○	40歳代	
南陽市	○				○

(3) 40歳未満の住民を対象にした特定検診に準じた一般健康検査について

	実施している	実施していない
山形市	○	
米沢市	○	
新庄市	○	
寒河江市	○	
上山市		○
村山市	○	
長井市	○	
天童市	○	
東根市	○	
尾花沢市	○	
南陽市	○	

(4) 歯周病疾患検診の対象年齢・回数

	節目年齢に限定せず毎年受けられる	40・50・60・70歳などの年に受けられる	その他
山形市		○	
米沢市		○	
新庄市		○	
寒河江市		○	
上山市		○	
村山市	○		
長井市		○	
天童市		○	
東根市		○	
尾花沢市		○	20歳、30歳の歯周疾患検診
南陽市		○	

(5) 任意実施となった75歳以上の後期高齢者の健診について

②2018年度の受診率 数値目標
(%) (%)

①案内や実施状況について

		山形市	11.81	22.0 広域連合目標値
山形市	全世帯へ健診の受け方をまとめた「健康べんり帳」を配布している、また過去2年間に集団検診をしたことのある方へ個人通知を行っている	山形市	11.81	22.0
米沢市	健康ガイドブック全戸配布、国保の75歳到達者へ健診受診勧奨の個人通知	米沢市	11.5	22.0
新庄市	健診申込者に対して、個別・集団の二方式で実施	新庄市	16.0	22.0
寒河江市	全市民を対象にした健診意向調査を実施し、受診希望者に集団検診を実施している	寒河江市	13.79	22.0
上山市	後期高齢者健康診査として実施している	上山市	18.19	19.0
村山市	特定健康診査に準じて実施	村山市	18.6	記載なし
長井市	毎年1月中旬に案内（意向調査）を配布、申込者に対し受診予定の約1ヵ月前に受診表を郵送	長井市	15.3	22.0
天童市	75歳未満の方と同様に勧奨、実施している	天童市	27.9	25.0
東根市	1～2月に意向調査を実施し、申込者に問診票等の健診セットを配布。健診は広域連合からの委託を受けて、特定検診とほぼ同様の検査項目を実施している。	東根市	26.4	22.0
尾花沢市	全世帯に健診申込書を配布し申し込みをとり、集団検診で実施している	尾花沢市	21.3	定めていない
南陽市	1月に調査票を送付して受診希望を伺い、希望した方に健診票を送付している	南陽市	15.1	記載なし

2019年度自治体アンケートの結果

◇予防接種について（2018年度の数値）

（1）65歳以上の肺炎球菌予防接種

	①受診状況		②自治体独自の助成 (あればその内容)
	接種人数（人）	接種率（％）	
山形市	6,021	33.6	1人1回4,000円の助成
米沢市	2,018	37.8	なし
新庄市	673	27.7	定期予防接種助成3,500円/人・回
寒河江市	1,310	48.8	なし
上山市	927	40.5	なし
村山市	734	39.9	なし
長井市	720	35.5	助成額3,000円生涯で1回、過去自費でも不可
天童市	記載なし		
東根市	1,029	39.1	なし
尾花沢市	264	24.4	1人1回4,000円の助成
南陽市	898	38.7	なし

（2）小児用肺炎球菌予防接種

受診状況

	接種人数（人）	接種率（％）
山形市	7,287	96.6
米沢市	2,035	93.8
新庄市	922	99.8
寒河江市	292	96.7
上山市	602	記載なし
村山市	463	114.6
長井市	174.25	97.89
天童市	2,056	100
東根市	426	98.9
尾花沢市	70	90.9
南陽市	210	98.6

（3）ヒブワクチン接種

受診状況

	接種人数（人）	接種率（％）
山形市	7,295	96.5
米沢市	2,037	93.9
新庄市	922	99.8
寒河江市	294	97.4
上山市	599	記載なし
村山市	457	113.1
長井市	173.75	97.61
天童市	2,055	100
東根市	426	98.9
尾花沢市	70	90.9
南陽市	210	98.6

社会保障制度の拡充を求める自治体要請キャラバン

2019年度自治体アンケートの結果

◇介護保険について

	(1) 1号被保険者総数 (人) (2019年4月1日現	普通徴収者数 (人)	特別徴収者数 (人)	
山形市	71,236	4,710	66,526	19.3.31現在
米沢市	24,950	2,884	22,866	
新庄市	11,212	860	10,352	
寒河江市	13,035	479	12,556	
上山市	11,542	658	10,884	
村山市	9,106	562	8,911	
長井市	9,142	410	8,732	
天童市	18,326	739	17,587	19.7.1現在
東根市	記載なし	751	12,426	
尾花沢市	6,278	360	3,096	
南陽市	10,266	800	9,466	

(2) 1号保険料の金額について (2019年4月1日現在)

	基準保険料 (円)	第1段階保険料 (円)	最高段階保険料 (円)	保険料段階
山形市	月額 5700	25,600	112,600	9
米沢市	69,000	25,800	138,000	11
新庄市	74,400	27,900	126,400	9
寒河江市	71,760	26,910	121,990	9
上山市	月額 6080	2,736	10,336	9
村山市	63,600	23,850	108,120	9
長井市	月額 5,980	軽減後 26,900	132,800	11
天童市	68,400	25,650	123,120	11
東根市	70,800	26,550	120,360	9
尾花沢市	65,520	24,570	124,488	10
南陽市	76,800	28,800	153,600	10

(3) 介護給付費準備基金の残高 (円) (2019年3月31日現在)

山形市	618,112,000
米沢市	615,603,951
新庄市	273,508,245
寒河江市	173,873,262
上山市	229,098,363
村山市	159,676,335
長井市	160,053,064
天童市	484,181,686
東根市	259,811,458
尾花沢市	136,587,000
南陽市	232,009,833

(4) 条例等による独自の介護保険料減免制度の実績

(2018年4月1日～2019年3月31日)

(5) 条例等による独自の利用料減免・助成の実績

(2018年4月1日～2019年3月31日)

	減免を受付した 人数(人)	実施した人数 (人)	実施した総額(円)	減免を受付した 人数(人)	実施した人数 (人)	実施した総額(円)
山形市	23	23	1,528,200	0	0	0
米沢市	0	0	0	688	635	2,173,493
新庄市	0	0	0	0	0	0
寒河江市	0	0	0	0	0	0
上山市	0	0	0	0	0	0
村山市	0	0	0	制度なし		
長井市	0	0	0	0	0	0
天童市	1	0	0	1	1	99,284
東根市	0	0	0	0	0	0
尾花沢市	0	0	0	0	0	0
南陽市	0	0	0	0	0	0

刑事施設入所者および原発避難者(保険料減免:山形市)

(6) 1号被保険者の滞納および処分の件数について(2018年度の件数)

	保険料滞納者 の件数(件)	償還払い	保険給付の 一時差し止め	3割負担	財産差押え
山形市	2,036	0	0	17	0
米沢市	665	0	0	0	96
新庄市	147	1	0	6	1
寒河江市	117	0	0	0	0
上山市	68	0	0	0	0
村山市	56	0	0	0	3
長井市	82	0	0	0	67
天童市	261	0	0	10	20
東根市	78	0	0	0	4
尾花沢市	80	0	0	0	3
南陽市	865	0	0	0	0

(滞納者数はH21～30に滞納のある者)

(7) 要支援・要介護者数(2019年4月1日現在)

1号被保険者の要支援・要介護者数(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
山形市	980	1,261	2,404	2,611	1,766	1,468	1,227
米沢市	412	348	1,029	894	612	654	531
新庄市	129	200	403	454	287	319	212
寒河江市	146	177	427	422	348	405	263
上山市	278	384	509	414	329	299	234
村山市	255	211	374	371	280	252	189
長井市	149	135	320	314	261	242	176
天童市	198	257	568	558	421	364	297
東根市	115	244	416	427	355	337	258
尾花沢市	73	131	186	252	205	187	164
南陽市	229	206	443	314	241	255	180

2号被保険者の要支援・要介護者数（人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
山形市	22	39	22	44	29	14	31
米沢市	10	11	17	22	12	7	12
新庄市	3	3	3	16	4	6	8
寒河江市	2	4	7	5	3	8	6
上山市	2	6	10	8	4	5	4
村山市	2	13	5	11	7	5	4
長井市	1	2	5	8	4	1	1
天童市	2	7	9	10	11	6	9
東根市	1	7	4	13	5	7	10
尾花沢市	1	6	3	5	2	4	4
南陽市	3	5	8	8	4	3	2

(8) 要介護認定更新の区分変更の結果について（人数）

（2018年4月1日～2019年3月31日）

(9) 特別養護老人ホーム入所待機者の

人数（2019年4月現在）

	更新した全 件数	前回より軽度 に判定	前回と変わら ない	前回より重度 に判定	介護認定から 外れた件数	要介護3以上 の待機者数	要介護1と2の 入所者数	要介護1と2の 待機者数
山形市	7,943	806	4,144	2,993	12	681	43	199
米沢市	3,790	605	2,152	997	36	104	38	37
新庄市	1,626	集計値なし	集計値なし	集計値なし	3	82	3	14
寒河江市	1,287	204	693	390	0	208	22	86
上山市	247	集計値なし	集計値なし	集計値なし	集計値なし	409	1	99
村山市	1,284	集計値なし	集計値なし	集計値なし	集計値なし	在宅56	10	在宅22
長井市	1,236	158	730	348	0	80	0	12
天童市	2,512	269	1,656	585	2	226	6	69
東根市	188	4	1	183	0	209	22	87
尾花沢市	965	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	166	11	24
南陽市	1,490	0	1,389	97	4	126	0	35

(10) 介護人材の確保・養成の実績と見込み

	2018年度			2019年度			
	需要数（人）	供給数（人）	充足率（％）	需要数（人）	供給数（人）	充足率（％）	
山形市							数値の把握なし
米沢市							実績なし
新庄市							数値の把握なし
寒河江市							記載なし
上山市							実態調査未実施
村山市							記載なし
長井市							不明
天童市	94	3	3.2	106	1	0.9	数値の把握なし
東根市							記載なし
尾花沢市							記載なし
南陽市							記載なし

(11) 地域包括支援センター設置数・職員数（2019年4月1日現在）（カ所/人）

	日常生活圏 域数	直営	委託	職員配置数	
				正職員	非正規職員
山形市	14	0	14	54	6
米沢市	8	1	3	20	3
新庄市	1	0	1	10	0
寒河江市	1	1	0	4	4
上山市	記載なし	0	1	10	0
村山市	1	0	1	7	2
長井市	1	1	0	4	9
天童市	4	0	2	12	0
東根市	3	0	2	6.5	0
尾花沢市	1	0	1	5	0
南陽市	1	1	1	10	0

(12) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について（カ所）

	現行相当サービス		基準緩和A		住民主体B		短期集中C	
	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型	通所型
山形市	28	60	14	21	7	5	3	6
米沢市	22	31	0	0	0	0	7	3
新庄市	9	21	5	6	0	0	0	1
寒河江市	8	15	0	1	0	0	0	0
上山市	9	15	1	2	0	0	0	3
村山市	6	14	1	1	0	0	0	0
長井市	7	7	1	1	0	0	1	0
天童市	4	14	1	4	1	1	0	1
東根市	記載なし	記載なし	0	4	0	1	0	3
尾花沢市	1	6	0	0	1	1	0	0
南陽市	9	13	7	10	0	3	0	5

	移動支援D
	訪問型
山形市	0
米沢市	0
新庄市	0
寒河江市	0
上山市	0
村山市	0
長井市	0
天童市	1
東根市	0
尾花沢市	0
南陽市	0

社会保障制度の拡充を求める自治体要請キャラバン

2019年度自治体アンケートの結果

◇生活保護について

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数

	2018年度 相談件数	申請件数	その内、保護 開始件数
山形市	853	268	237
米沢市	266	116	89
新庄市	97	63	47
寒河江市	13	13	12
上山市	23	21	16
村山市	37	13	9
長井市	72	25	16
天童市	120	56	51
東根市	47	29	28
尾花沢市	19	6	3
南陽市	61	21	20

(2) 2019年4月現在の受給世帯

	世帯数	人数	受給率(%)
山形市	1,731	2,128	0.844
米沢市	659	789	0.95
新庄市	275	371	1.04
寒河江市	82	98	0.24
上山市	133	168	0.55
村山市	52	61	0.25
長井市	161	197	0.73
天童市	275	334	0.54
東根市	131	153	0.32
尾花沢市	44	54	0.34
南陽市	124	139	0.44

(3) 生活保護担当職員（ケースワーカー）及び1職員（ケースワーカー）当たりの担当受給者数

		生活保護担当職員について			1職員あたりの担当受給者数	
		正規 職員数	生保担当の 平均在任年数	非正規 職員数	世帯数	人数
山形市	2018年4月1日現在	17	1年2ヵ月	8	101	126
	2019年4月1日現在	17	1年3ヵ月	8	102	125
米沢市	2018年4月1日現在	9	2年1ヵ月	0	72.7	88.2
	2019年4月1日現在	9	2年6ヵ月	0	73.2	87.7
新庄市	2018年4月1日現在	4	0年10ヵ月	0	65	86
	2019年4月1日現在	4	1年3ヵ月	0	69	93
寒河江市	2018年4月1日現在	2	2年	0	39	46
	2019年4月1日現在	2	3年	0	41	49
上山市	2018年4月1日現在	3	5年6ヵ月	0	43	55
	2019年4月1日現在	3	1年3ヵ月	0	45	56
村山市	2018年4月1日現在	3	0.7年	0	17.3	19.3
	2019年4月1日現在	3	1年	0	17.3	20.3
長井市	2018年4月1日現在	3	1年4ヵ月	0	52	65
	2019年4月1日現在	3	1年	0	53	65
天童市	2018年4月1日現在	3	2年3ヵ月	0	81	97
	2019年4月1日現在	3	2年	0	92	111
東根市	2018年4月1日現在	3	1年	0	41	51
	2019年4月1日現在	3	1年	0	44	51
尾花沢市	2018年4月1日現在	2	1年	1	22	28
	2019年4月1日現在	2	1年6ヵ月	1	22	27
南陽市	2018年4月1日現在	3	0年4ヵ月	0	45	50
	2019年4月1日現在	3	1年3ヵ月	0	41	46

(4) 生活困窮者自立支援のための事業について

①実施しているもの

	自立相談支援事業	住宅確保給付金の支給	就労準備支援事業	一時生活支援事業
山形市	委託（山形市社会福祉協議会）	委託（山形市社会福祉協議会）	委託（NPO発達支援研究センター）	
米沢市	委託（米沢市社会福祉協議会）	直営	委託（NPO法人With優）	
新庄市	委託（社団法人 友愛の里）	直営	委託（社団法人 友愛の里）	
寒河江市	直営	直営		
上山市	委託（上山市社会福祉協議会）	委託（上山市社会福祉協議会）		
村山市	委託（村山市社会福祉協議会）	直営	委託（山形県）	
長井市	委託（長井市社会福祉協議会）	直営		
天童市	委託（天童市社会福祉協議会）	直営		
東根市	委託（東根市社会福祉協議会）	直営		
尾花沢市	委託（尾花沢市社会福祉協議会）			
南陽市	委託（南陽市社会福祉協議会）	直営		

	家計相談支援事業	子どもの学習支援事業	その他
山形市	委託（山形市社会福祉協議会）	直営	
米沢市	委託（山形県の事業を活用）	委託（NPO法人With優）	
新庄市		県負担金として実施	
寒河江市			
上山市			
村山市			
長井市		委託（対象者決定後契約予定）	
天童市		直営	多機関協働の包括支援体制構築事業
東根市			
尾花沢市		委託（尾花沢市母子寡婦福祉連合会）	
南陽市			

②就労訓練事業（中間的就労）の実施箇所数（カ所）

山形市	0
米沢市	0
新庄市	0
寒河江市	0
上山市	記載なし
村山市	記載なし
長井市	記載なし
天童市	記載なし
東根市	0
尾花沢市	0
南陽市	0

社会保障制度の拡充を求める自治体要請キャラバン

2019年度自治体アンケートの結果

◇障害者福祉について

(1) 障害者手帳の交付数と受給者証の発行数（2018年4月1日～2019年3月31日）

		身体	知的	精神	難病
山形市	手帳交付数	10,819	1,626	1,485	
	障害福祉サービス受給者証発行数	409	744	334	6
米沢市	手帳交付数	3,535	683	429	
	障害福祉サービス受給者証発行数	206	373	273	6
新庄市	手帳交付数	1,813	272	190	
	障害福祉サービス受給者証発行数	136	154	110	4
寒河江市	手帳交付数	1,839	268	234	
	障害福祉サービス受給者証発行数	41	151	52	1
上山市	手帳交付数	114	8	45	
	障害福祉サービス受給者証発行数	29	57	19	記載なし
村山市	手帳交付数	90	6	11	
	障害福祉サービス受給者証発行数	57	119	30	0
長井市	手帳交付数	1,152	205	140	
	障害福祉サービス受給者証発行数	58	124	84	3
天童市	手帳交付数	2,732	400	284	
	障害福祉サービス受給者証発行数	100	179	61	2
東根市	手帳交付数	290	56	90	
	障害福祉サービス受給者証発行数	63	127	62	2
尾花沢市	手帳交付数	1022 (82)	148 (5)	92 (5)	
	障害福祉サービス受給者証発行数	55 (3)	55 (0)	37 (7)	1 (0)
南陽市	手帳交付数	1,413	302	286	
	障害福祉サービス受給者証発行数	29	50	32	0

2019年3月31日

※尾花沢市は所持者数（うち新規）

(2) 入院中、通院中、通院診療中のヘルパーの付き添いについて、報酬を支給しているか

	入院中		通院 病院内		通院 診療中	
	認めているか	報酬の支給	認めているか	報酬の支給	認めているか	報酬の支給
山形市	いる	支給する	いる	支給する	いない	支給しない
米沢市	いない	支給しない	いる	支給する	いる	支給する
新庄市	いない	支給しない	いる	支給する	いない	支給しない
寒河江市	いない	支給しない	いない	支給しない	いない	支給しない
上山市	いない	支給しない	いる	支給する	いる	支給する
村山市	いない	支給しない	いない	支給しない	いない	支給しない
長井市	いない	支給しない	いる	支給する	いる	支給する
天童市	いる	支給する	いない	支給しない	いない	支給しない
東根市	いない	支給しない	いる	支給する	いない	支給しない
尾花沢市	いない	支給しない	いる	支給する	いる	支給する
南陽市	いる	支給する	いる	支給する	いない	支給しない

(3) 計画相談支援の2019年8月利用実績

	利用者数（人）	相談支援専門員一人あたり 平均担当者数（人）	最大担当者数（人）
山形市	326	10	25
米沢市	172	12	29
新庄市	35	5.1	12
寒河江市	55	5	10
上山市	33	107	110
村山市	9	10	25
長井市	18	3.5	13
天童市	32	記載なし	記載なし
東根市	254	事業所で把握のため不明	事業所で把握のため不明
尾花沢市	20	3	12
南陽市	302	40	不明

(4) 介護保険サービスと福祉障害サービスの併給について

	併給している人数 (年月日の現在)	併給している障害福祉サービス の居宅介護の平均支給時間	介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ 利用する場合の条件
山形市	34人 (2019.3.31)	11時間	重度訪問介護は要介護度5以上かつ障害支援区分4以上の場合
米沢市	50人 (2019.9.30)	15時間	要介護5、かつ障害支援区分が6のかた
新庄市	15人 (2019.10.1)	19時間	介護サービスのみで、必要なサービスを確保できない状 況であれば障害福祉サービスの上乗せが可能
寒河江市	2人 (2019.10.31)	0	介護サービスのみで、必要なサービスを確保できない状 況であれば障害福祉サービスの上乗せが可能
上山市	2人 (2019.08.31)	86時間	要介護5で介護保険サービスのみで足りない判断されるとき
村山市	2人 (2019.9.30)	7.03時間	介護サービスのみで、必要なサービスを確保できない状 況であれば障害福祉サービスの上乗せが可能
長井市	6人 (2019.10.1)	21.25時間	介護サービスのみで、必要なサービスを確保できない状 況であれば障害福祉サービスの上乗せが可能
天童市	10人 (2019.10.23)	20.0時間	介護サービスのみで、必要なサービスを確保できない状 況であれば障害福祉サービスの上乗せが可能
東根市	8人 (2019.9.30)	18時間	介護サービスのみで、必要なサービスを確保できない状 況であれば障害福祉サービスの上乗せが可能
尾花沢市	0人 (2019.9.30)	0	介護サービスのみで、必要なサービスを確保できない状 況であれば障害福祉サービスの上乗せが可能
南陽市	2人 (2019.9.30)	0	条件を設けている

(5) 2018年4月から始まった高齢障害者の利
用者負担軽減制度の対象者数について

(6) 障害者グループホーム、
入所施設について（カ所/人）

	2019年度予 定対象者数	8月1日現在の 支給者数	国制度に加え、独自の軽減 制度の対象要件		グループホー ム設置数	入所施設 設置数	設置する施設の 入所待機者数
山形市	9	8	ない	山形市	38	4	27
米沢市	25	0	ない	米沢市	30	3	4
新庄市	9	0	ない	新庄市	34	1	0
寒河江市	0	0	ない	寒河江市	2	0	0
上山市	1	0	ない	上山市	3	1	3
村山市	0	0	ない	村山市	1	0	0
長井市	0	0	ない	長井市	11	0	0
天童市	2	0	ない	天童市	4	0	0
東根市	0	0	ない	東根市	1	0	0
尾花沢市	0	0	ない	尾花沢市	3	1	0
南陽市	10	0	ない	南陽市	15	1	3

社会保障制度の拡充を求める自治体要請キャラバン

2019年度自治体アンケートの結果

◇子育て支援について

(1) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

②自立支援給付金事業について

①自立支援計画の有無		実施年月	2018年度実績		2019年度予算	
			件数	給付額 (円)	件数	給付額 (円)
山形市	ない	記載なし	19	13,295,643	20	10,354,000
米沢市	ない	未実施				
新庄市	ない	2017.4月	0	0	1	200,000
寒河江市	ない	2018.4月	4	6,024,000	4	7,154,000
上山市	ない	記載なし				
村山市	ない	記載なし				
長井市	ない	未実施	0	0	1	420,000
天童市	ない	2018.4月	2	106,095	1	800,000
東根市	ない	未実施				
尾花沢市	ない	未実施				
南陽市	ない	未実施				

③日常生活支援事業について

	実施年月	2018年度実績		2019年度予算	
		件数	給付額 (円)	件数	給付額 (円)
山形市	未実施				
米沢市	未実施				
新庄市	未実施				
寒河江市	未実施				
上山市	記載なし				
村山市	記載なし				
長井市	未実施				
天童市	山形県事業として実施				
東根市	未実施				
尾花沢市	未実施				
南陽市	未実施				

④教育・学習支援について

	実施年月	2018年度実績			2019年度予算		
		カ所	人数	実施時期	カ所	人数	実施時期
山形市	2019.4月				1		
米沢市	2019.5月				1	20	
新庄市	未実施						
寒河江市	未実施						
上山市	記載なし						
村山市	記載なし						
長井市	2017.4月	0	0		1	1	対象者が決定次第
天童市	記載なし	1	20		1	20	
東根市	2019.6月	1	24	原則毎週土曜 14～17時	1	25	原則毎週土曜 14～17時
尾花沢市	2017.5月	1	11	2018.5月～ 2019.3月	13	2019.5月～ 2020.3月	
南陽市	未実施						

⑤NPOなどが取り組む「無料塾」や「子ども食堂」への支援について
「無料塾」への支援について

	実施年月	2018年度実績		2019年度予算		支援方法
		カ所	人数	カ所	人数	
山形市	未実施					
米沢市	未実施					
新庄市	未実施					
寒河江市	2019.10月					市有施設使用の無償提供
上山市	記載なし					
村山市	記載なし					
長井市	未実施					
天童市	未実施					
東根市	2019.6月	1	24	1	25	
尾花沢市	未実施					
南陽市	未実施					

「子ども食堂」への支援について

	実施年月	2018年度実績		2019年度予算		支援方法
		カ所	人数	カ所	人数	
山形市	未実施					
米沢市	2017.11月	5	定員120人	4	定員100人	開催会場費用の免除
新庄市	未実施					
寒河江市	記載なし					
上山市	未実施					
村山市	未実施					
長井市	記載なし	1	0	0	0	チラシ配布、声かけによる周知・参加拡大
天童市	2019.5月					県が補助金の支援を実施、市も開催について助言している
東根市	未実施					
尾花沢市	未実施					
南陽市	未実施					

(2) 就学援助について

①保護者への広報はどのようにしているか

	入学説明会	入学式	始業式	ホームページ	市広報	その他
山形市	○	○	○	○	○	
米沢市	○			○		
新庄市	○					PTA総会など保護者会による広報
寒河江市	○				○	
上山市						記載なし
村山市	○			○	○	
長井市	新入学児童へは園を通じて案内文書を配布。児童扶養手当の現況届の際に説明。学校において参観日など保護者へ直接説明。					
天童市	○			○	○	
東根市	○			○	○	学校を通じて保護者へチラシ配布
尾花沢市	○				○	就学時健康診断
南陽市	○			○		就学時健康診断

②就学援助の認定対象基準について

③2018年度生活保護基準引き下げへの対応

	生活保護基準額の倍数	所得（円）	その他		就学援助認定基準引き上げ	変更予定なし	その他
山形市	1.3倍		認定の基準となる収入等は、世帯ごとに異なる	山形市		○	
米沢市	記載なし		児童扶養手当の支給基準に準じる	米沢市		○	
新庄市	1.3倍		非課税世帯、児童扶養手当受給世帯など	新庄市			○
寒河江市	記載なし		認定基準の提出あり	寒河江市		○	
上山市	記載なし			上山市			記載なし
村山市	1.3倍			村山市		○	
長井市	1.2倍			長井市		○	
天童市	1.4倍			天童市		○	
東根市	1.3倍			東根市		○	
尾花沢市	1.3倍			尾花沢市		○	
南陽市	1.2倍			南陽市	影響を受ける場合、引き下げ前の基準も考慮している		

④就学援助申請書の受付先

⑤民生委員の証明は必要か

山形市	市町村窓口のみ（小学校就学予定者）、学校のみ（学齢児童生徒）
米沢市	学校
新庄市	学校
寒河江市	学校
上山市	記載なし
村山市	学校
長井市	窓口と学校のどちらも可
天童市	学校
東根市	学校
尾花沢市	学校
南陽市	学校

山形市	不要
米沢市	不要
新庄市	不要
寒河江市	不要
上山市	記載なし
村山市	不要
長井市	不要
天童市	不要
東根市	不要
尾花沢市	不要
南陽市	不要

⑥就学援助受給者数・予算額（2019年度について、山形市は10/16、寒河江市は9/30現在）

	2018年度			2019年度		
	受給者数（人）	受給割合（%）	支給額（円）	受給者数（人）	受給割合（%）	支給額（円）
山形市	706	3.86	62,284,402	613	3.38	64,365,000
米沢市	708	11.1	64,273,056	685	11.1	72,367,470
新庄市	239	8.8	25,954,533	225	8.6	28,771,000
寒河江市	339	10.3	18,379,205	272	8.3	予算28,094,390
上山市	記載なし					
村山市	148	9.08	14,233,589	123	7.98	13,456,000
長井市	219	11.1	17,998,304	210	11.1	18,860,000
天童市	304	6.2	23,902,911	283	5.8	24,000,000
東根市	314	7.87	27,720,679	320（見込）	8.11（見込）	31,750,000（見込）
尾花沢市	76	6.9	5,242,054	72	6.8	7,839,000
南陽市	114	4.9	9,068,985	96	4.3	13,762,000

⑦就学援助家庭の給食費の支払い方法

山形市	認定期間中に実際食べた食数分の金額を支給
米沢市	償還払い、その他（記載なし）
新庄市	学校での対応による
寒河江市	その他（記載なし）
上山市	記載なし
村山市	償還払い
長井市	償還払い
天童市	学校への受領委任払い
東根市	償還払い
尾花沢市	償還払い
南陽市	現物支給

⑧就学援助の項目について

山形市	学用品費、体育実技用具費、入学準備金、通学用品費、修学旅行費、給食費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、新入学学用品費
米沢市	学用品費、体育実技用具費、通学費、修学旅行費、給食費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、新入学学用品費
新庄市	学用品費、体育実技用具費、入学準備金、通学用品費、通学費、修学旅行費、給食費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費
寒河江市	学用品費、入学準備金、通学用品費、修学旅行費、クラブ活動費、給食費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費
上山市	記載なし
村山市	学用品費、入学準備金、通学用品費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、給食費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）
長井市	学用品費、体育実技用具費、入学準備金、通学用品費、修学旅行費、給食費、医療費
天童市	学用品費、体育実技用具費、入学準備金、通学用品費、修学旅行費、給食費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）
東根市	学用品費、入学準備金、通学用品費、修学旅行費、給食費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費
尾花沢市	学用品費、入学準備金、通学用品費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、給食費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費、日本スポーツ振興センター掛け金
南陽市	学用品費、体育実技用具費、入学準備金、通学用品費、通学費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、給食費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費、卒業記念品

⑨就学援助の入学準備金の新学期前の支給について

山形市	実施している
米沢市	実施しない
新庄市	実施している
寒河江市	実施している
上山市	記載なし
村山市	実施している
長井市	実施している
天童市	実施している
東根市	実施している
尾花沢市	実施している
南陽市	実施している

(3) 学校給食について

①給食費に自治体独自の補助を行っているか

山形市	行っていない
米沢市	行っていない
新庄市	行っていない
寒河江市	半額補助、小学校のみ第3子以降全額補助
上山市	記載なし
村山市	3人目以降の給食費の保護者負担額相当分について全額補助
長井市	米飯給食炊飯代経費負担、学校給食費負担、特別栽培米供給費負担
天童市	2018年度から第3子以降無料、18歳未満の年長の子から数えて3番目以降の児童生徒が補助対象
東根市	行っていない
尾花沢市	半額補助、第3子以降全額助成
南陽市	第3子以降無料化（所得制限あり）

②給食の実施状況

		全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費（円）
			直営（校）	委託（校）	直営（校）	委託（校）	
山形市	小学校	36				36	265
	中学校	15				15	305
米沢市	小学校	18	18				280
	中学校	7	7				330
新庄市	小学校	6		6			275
	中学校	4		4			平均328
	小中一貫校	1	1				
寒河江市	小学校	10	7	3			280
	中学校	3				3	310
上山市	小学校	記載なし					
	中学校						
村山市	小学校	7	2	5			288
	中学校	2				2	351.45
長井市	小学校	6				6	234
	中学校	2				2	275
天童市	小学校	12				12	260
	中学校	4				4	300
	特別支援学校	1				1	
	児童館	3				3	（副食）165
東根市	小学校	9				9	262
	中学校	5				5	305
尾花沢市	小学校	6	4		2		277
	中学校	3			3		305
南陽市	小学校	7	1	1	5		266
	中学校	3		1	2		322

中学校は親子方式

(4) 保育について

	①国の処遇改善Ⅱによって 人材確保に効果はあったか	②保育士確保ができず、定員まで児童を 入所させられない実態について	③自治体内の企業主導型保育の開所状 況の把握について
山形市	どちらとも言えない	8ヵ園の0歳児で49人あった	認可外保育施設の設置届出および地域 枠受入れ可能児童数を把握
米沢市	どちらとも言えない	ない	届け出を把握
新庄市	効果あった	1ヵ園の0歳児で2人あった	18年5月に1園、18年10月に1園開所
寒河江市	どちらとも言えない	2ヵ園の0歳児で2人あった	花のたね保育園2019.10.1開所
上山市	効果あった	4ヵ園の0歳児で12人あった	1施設、東和ほほえみ保育園山形
村山市	どちらとも言えない	どちらとも言えない	開所なし
長井市	どちらとも言えない（就労先 を選択する理由が賃金だけで ないため）	ない	開所なし
天童市	どちらとも言えない	ない	TFキッズ保育園天童（2019開所）、 まませるふ保育園天童園（2018開所）
東根市	どちらとも言えない	ない	2019年3月に1施設
尾花沢市	効果あった	ない	把握している
南陽市	どちらとも言えない	1ヵ園の0歳児で3人あった	市内に1園運営中

(5) 保育施設等の設置数と受け入れ定員（ヵ所/人）

（山形市）

①保育所	設置数	受入定員
公立保育所	10	980
公設民営保育所	0	—
民間の認可保育所	37	3,237
②認定こども園	設置数	受入定員
幼保連携型認定こども園	10	2,521
幼稚園型認定こども園	7	930
保育所型認定こども園	0	—
地方裁量型認定こども園	0	—
③その他の保育施設	設置数	受入定員
小規模保育事業所	9	146
家庭的保育事業所	18	88
幼稚園	10	1,710

（米沢市）

①保育所	設置数	受入定員
公立保育所	2	135
公設民営保育所	0	—
民間の認可保育所	14	1,185
②認定こども園	設置数	受入定員
幼保連携型認定こども園	3	498
幼稚園型認定こども園	3	410
保育所型認定こども園	0	—
地方裁量型認定こども園	0	—
③その他の保育施設	設置数	受入定員
小規模保育事業所	2	31
家庭的保育事業所	0	—
幼稚園	3	270

（新庄市）

①保育所	設置数	受入定員
公立保育所	2	230
公設民営保育所	0	—
民間の認可保育所	7	562
②認定こども園	設置数	受入定員
幼保連携型認定こども園	0	—
幼稚園型認定こども園	1	139
保育所型認定こども園	0	—
地方裁量型認定こども園	0	—
③その他の保育施設	設置数	受入定員
小規模保育事業所	4	75
家庭的保育事業所	0	—
幼稚園	4	220

（寒河江市）

①保育所	設置数	受入定員
公立保育所	3	380
公設民営保育所	3	320
民間の認可保育所	4	231
②認定こども園	設置数	受入定員
幼保連携型認定こども園	1	103
幼稚園型認定こども園	0	0
保育所型認定こども園	0	0
地方裁量型認定こども園	0	0
③その他の保育施設	設置数	受入定員
小規模保育事業所	1	19
家庭的保育事業所	0	0
幼稚園	2	420

（上山市）

①保育所	設置数	受入定員
公立保育所	2	240
公設民営保育所	0	—
民間の認可保育所	2	210
②認定こども園	設置数	受入定員
幼保連携型認定こども園	2	290
幼稚園型認定こども園	0	—
保育所型認定こども園	0	—
地方裁量型認定こども園	0	—
③その他の保育施設	設置数	受入定員
小規模保育事業所	0	—
家庭的保育事業所	0	—
幼稚園	0	—

（村山市）

①保育所	設置数	受入定員
公立保育所	2	180
公設民営保育所	0	—
民間の認可保育所	2	148
②認定こども園	設置数	受入定員
幼保連携型認定こども園	1	100
幼稚園型認定こども園	0	—
保育所型認定こども園	5	180
地方裁量型認定こども園	0	—
③その他の保育施設	設置数	受入定員
小規模保育事業所	2	28
家庭的保育事業所	0	—
幼稚園	1	160

(長井市)

①保育所	設置数	受入定員
公立保育所	0	—
公設民営保育所	0	—
民間の認可保育所	5	394
②認定こども園	設置数	受入定員
幼保連携型認定こども園	1	130
幼稚園型認定こども園	1	80
保育所型認定こども園	0	—
地方裁量型認定こども園	0	—
③その他の保育施設	設置数	受入定員
小規模保育事業所	0	—
家庭的保育事業所	1	5
幼稚園	0	—

(天童市)

①保育所	設置数	受入定員
公立保育所	4	300
公設民営保育所	0	—
民間の認可保育所	9	872
②認定こども園	設置数	受入定員
幼保連携型認定こども園	1	170
幼稚園型認定こども園	1	63
保育所型認定こども園	2	163
地方裁量型認定こども園	0	—
③その他の保育施設	設置数	受入定員
小規模保育事業所	3	51
家庭的保育事業所	0	—
幼稚園	5	680

(東根市)

①保育所	設置数	受入定員
公立保育所	1	90
公設民営保育所	2	240
民間の認可保育所	5	310
②認定こども園	設置数	受入定員
幼保連携型認定こども園	1	120
幼稚園型認定こども園	0	—
保育所型認定こども園	3	290
地方裁量型認定こども園	0	—
③その他の保育施設	設置数	受入定員
小規模保育事業所	3	51
家庭的保育事業所	0	—
幼稚園	0	—

(尾花沢市)

①保育所	設置数	受入定員
公立保育所	4	390
公設民営保育所	0	—
民間の認可保育所	3	220
②認定こども園	設置数	受入定員
幼保連携型認定こども園	0	—
幼稚園型認定こども園	0	—
保育所型認定こども園	0	—
地方裁量型認定こども園	0	—
③その他の保育施設	設置数	受入定員
小規模保育事業所	0	—
家庭的保育事業所	0	—
幼稚園	1	120

(南陽市)

①保育所	設置数	受入定員
公立保育所	1	120
公設民営保育所	0	—
民間の認可保育所	5	636
②認定こども園	設置数	受入定員
幼保連携型認定こども園	1	125
幼稚園型認定こども園	0	—
保育所型認定こども園	0	—
地方裁量型認定こども園	0	—
③その他の保育施設	設置数	受入定員
小規模保育事業所	1	18
家庭的保育事業所	0	—
幼稚園	2	310

(6) 保育士の数について（2019年4月1日現在）

		正規雇用の保育士数 (人)	非正規雇用の保育士数 (人)	無資格保育助手を採用し ている保育所数（カ所）
山形市	公立保育所	92	143	0
	公設民営保育所	—	—	—
米沢市	公立保育所	21	20	2
	公設民営保育所	—	—	—
新庄市	公立保育所	16	27	2
	公設民営保育所	—	—	—
寒河江市	公立保育所	32	55	3
	公設民営保育所	48	12	1
上山市	公立保育所	27	35	2
	公設民営保育所	—	—	—
村山市	公立保育所	15	8	4
	公設民営保育所	—	—	—
長井市	公立保育所	該当施設なし		
	公設民営保育所	該当施設なし		
天童市	公立保育所	22	56	4
	公設民営保育所	—	—	—
東根市	公立保育所	6	9	0
	公設民営保育所	35	5	0
尾花沢市	公立保育所	20	22	4
	公設民営保育所	—	—	—
南陽市	公立保育所	5	3	0
	公設民営保育所	—	—	—

(7) 学童保育について（2019年5月1日現在）

	施設数、運営主体	児童数（人）	昨年度の補助金額合計（円）
山形市	70クラブ、放課後児童クラブ運営委員会または社会福祉法人	3,307	287,245,895
米沢市	36クラブ38支援の単位、社会福祉協議会・NPO法人・運営委員会	1,353	382,072,500
新庄市	公設民営4所、新庄市社会福祉協議会、民設民営6所	385	31,738,000
寒河江市	15、運営委員会	574	163,522,000
上山市	3施設公営、2施設民営	304	26,462,000
村山市	11施設、NPO法人5、運営委員会5、学校法人1	406	委87,586,000 補6,817,000
長井市	11施設、直営2、社会福祉協議会7、民間2（2019.10.1現在）	365	5,379,000
天童市	26施設10運営主体	1,194	243,988,815
東根市	22クラブ、9運営主体（2019.8.1現在）	915	227,520,000
尾花沢市	5施設8クラブ、運営先2カ所	168	20,438,000
南陽市	公設公営3、公設民営6、民設民営1（2019.4.1現在）	434	54,398,454

社会保障制度の拡充を求める自治体要請キャラバン

[内陸 11 市]自治体からの文書回答まとめ

[目 次]

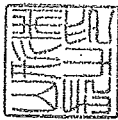
山形市 (P. 1～10)
米沢市 (P. 11～14)
新庄市 (P. 15～17)
寒河江市 (P. 18～20)
上山市 (P. 21～22)
村山市 (P. 23～24)
長井市 (P. 25～27)
天童市 (P. 28～29)
東根市 (P. 30～32)
尾花沢市 (P. 33～36)
南陽市 (P. 37～38)

(問い合わせ先)

山形県社会保障推進協議会事務局 (工藤)
〒990-2331 山形市飯田西 1-2-30
電 話 023-631-3327
ファックス 023-641-8937
電子メール syaho@yamagata-miniren.com

山形県社会保険推進協議会
会 長 高 木 紘 一 様

山形市長 佐 藤 孝 弘



山形県社会保険推進協議会からの要請について (回答)

日頃、市政発展のためご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
市民の皆様のご要望、ご意見を大切に市政の中に反映してまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。
令和元年 1 0 月 2 8 日にいただいたご要望については、別紙のとおりお答えします。

国民健康保険について

- ① 国保加入者が所得に応じて支払える保険料にしてください。国保料の引き上げはおこなわず、そのために一般会計からの繰り入れを増額してください。

【回 答】

国保税の引上げ幅を抑制するため、平成 2 2 年度から平成 2 4 年度において、臨時的に、一般会計からの法定外の繰入れを行ってきましたが、国保会計が黒字化したため、平成 2 5 年度に平均 2 . 2 %、平成 2 7 年度に平均 3 . 3 %の国保税の減額改定を行い、国保加入者の負担軽減を図っております。

平成 3 0 年度からは、国保は県と市町村の共同運営となり、県から示される納付金の額に基づき国保税を賦課することになりました。納付金の算定には医療費の伸びや国の財政支援の拡充が影響することから、現時点では、国保税率の改定の要否については判断することとができませんが、今後も、国保加入者の負担軽減のため、国・県に對し、さらなる財政支援の拡大を求めていくなど、加入者の負担軽減に努めてまいります。

[担当：国民健康保険課]

- ② 18 歳未満の子どもの均等割り負担の軽減など、子育て世帯の国保料の軽減をしてください。

【回 答】

国民健康保険税の均等割は地方税法に基づき、加入者全員に賦課することとされており、当市では、所得に応じ、低所得者の均等割、平等割の軽減措置を行っております。

子どもの均等割保険税(料)の軽減措置につきましては、子育て世帯の負担軽減の観点から、全国市長会や中核市市長会の提言等に盛り込まれておりますので、引き続き国に要望してまいります。

[担当：国民健康保険課]

- ③ 国保法 44 条（一部負担金の減免制度）、第 77 条（保険料の減免・猶予）については、低所得のみを理由として活用できる制度として拡充してください。制度について、行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回 答】

医療費の一部負担減免制度について、山形市においては、国保法の趣旨に沿い、災害や失業等を理由として一時的に生活困窮となつた場合の救済制度として位置づけしております。低所得者のみを理由とする方からの相談に対しては、生活扶助等の担当課と連携を図り、つないでいくことで、安心して受診できる環境を整えてまいります。

国保税の減免制度については、山形市国民健康保険税条例第 21 条に基づき、納税義務者の担税力が著しく低下したと認められる事情がある場合に限り、一時的、個別的救済措置として行うものであります。なお、低所得者（世帯）に対しては、均等割額、平等割額を所得金額による軽減割合に応じて減額しております。

制度の周知については、山形市公式ホームページへの掲載やチラシ等の活用によりわかりやすいものとなるよう努めてまいります。

〔担当：国民健康保険課〕

- ④ 国保料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、滞納による資格証明書の発行、財産差し押さえなど行わないよう努めてください。

【回 答】

滞納者については、訪宅や財産調査等を通して、滞納に至った原因を突き止め、納税への誠意、担税力の有無を見極め、分割納付等の相談を受けながら滞納整理を適正に行っております。今後、適正な滞納整理に努めてまいります。

また、資格証明書の交付については、国民健康保険法第 9 条に基づき実施しております。

資格証明書は、審査会を開催し、基準に基づき対象世帯の収入状況などを勘案し審査のうえ発行しているものです。

なお、制度については、丁寧に周知を図ってまいります。

〔担当：納税課、国民健康保険課〕

2. 高齢者医療・福祉について

- ① 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差し押えなどはないでください。

【回 答】

保険料の徴収については、滞納者との接触等を通して個々の状況などを把握した上で、分割納付等の相談を受けながら滞納整理を適正に行っております。

今後、適正な滞納整理に努めてまいります。

〔担当：国民健康保険課〕

- ② 後期高齢者医療制度の特例軽減措置の復活を国に要請してください。

【回 答】

後期高齢者医療保険料の軽減特例措置は、後期高齢者医療制度の創設（平成 20 年度）から当面の暫定措置として実施されてきましたが、世代間の公平を図る観点などを踏まえ、制度本来の仕組みに戻すこととなりました。

また、これにあわせて、介護保険料の軽減や年金生活者支援給付金の支給を行っています。

今後につきましては、国の動向を注視してまいります。

〔担当：国民健康保険課〕

3. 無料低額診療制度について

- ① 無料低額診療制度の広報による周知をすすめてください。

【回 答】

無料低額診療制度につきましては、市のホームページで制度概要を掲載し、制度の周知を図るとともに、市の相談窓口において、相談内容に応じて制度の利用が必要と思われる方には制度の説明を行っております。

[担当：生活福祉課]

- ② 無料低額診療利用者の薬代本人負担を助成してください。保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要請してください。

【回 答】

無料低額診療事業を受けた方の保険薬局の薬代の補助につきましては、今後の情勢を注視しその必要性について検討してまいります。また、無料低額診療事業は現在各医療機関が各々の規定に基づき実施しているところであり、平成31年4月からは山形市の中核市移行により、事業実施の届出先が本市になっております。保険薬局の対象化への要望については今後当該事業の具体的な状況等を把握して、検討してまいります。

[担当：生活福祉課]

4. 介護保険について

- ① 介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内をおこなってください。

【回 答】

介護保険課の窓口に介護支援専門員の資格を有した職員を常時配置しております。

今後も、要介護・要支援認定申請に伴う、相談・申請受付等について、専門知識を活かした適切な対応を行ってまいります。

[担当：介護保険課]

- ② 介護保険料の低所得者への減免制度の実施・拡充とともに、国に対して国庫負担の大幅引き上げを要請してください。

【回 答】

介護保険料は、本人の所得や世帯の住民税の課税状況等に応じて低所得者等に配慮し、負担能力に応じて段階別に設定しています。

国における「社会保障と税の一体改革」により、消費税を財源とした公費による低所得者の負担軽減の仕組みが設けられ、平成27年度から特に所得の低い方（所得段階第1段階の方）を対象に負担軽減を実施しております。

さらに、本年10月からの消費税率の引上げにあわせ、令和元年度の介護保険料は、所得段階第1段階の軽減額の増額及び軽減対象者の拡大（第2段階と第3段階の方も対象）を実施しています。

令和2年度には、低所得者保険料負担軽減の完全実施により、所得段階第1段階から第3段階の方の保険料の軽減額をさらに増額する法改正が予定されております。

また、国庫負担の引き上げについては、市民の方々の負担が過重にならないよう全国市長会などにおいて要請しており、今後も国の動向を注視してまいります。

[担当：介護保険課]

③ 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回 答】

次のような制度等がありますので、今後も引き続き実施してまいります。

- ・ 1ヶ月の間に支払った自己負担が高額になり、上限額を超えた場合に支給される高額介護サービス費
- ・ 施設サービスの居住費等の自己負担が軽減される負担限度額
- ・ 介護保険と医療保険、両方の自己負担が高額になった時に支給される高額医療・高額介護合算制度
- ・ 低所得者で生計が困難である方に対して社会福祉法人が介護サービスを提供する場合に、利用者負担を軽減する社会福祉法人に対して補助金を交付する利用者負担軽減制度事業
- ・ 生活保護の被保険者と同等の生活水準である等の要件を満たすと認められる方に対し、利用料の一部を助成する介護保険利用者負担助成事業

〔担当：介護保険課〕

④ 総合事業では、現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

【回 答】

総合事業の利用にあたっては、地域包括支援センターの担当者が利用者や家族等と面談し、身体および生活状況の聞き取りを行います。その中で、利用者の介護予防・生活支援を目的として、総合事業のメニューの中から、その方に必要なサービスや期間を調整したケアプランを作成し、同意を得たうえで、サービスを利用いただいております。

〔担当：長寿支援課〕

⑤ 特別養護老人ホームの入所待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームを増やしてください。

【回 答】

特別養護老人ホームの整備については、国の方針、市民へのニーズ調査をもとに数値目標を定め、高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）に基づき施設整備を行っています。

現計画（第7期介護保険事業計画）においては、ショートステイからの転換による特別養護老人ホームの整備、認知症グループホーム、1施設の整備を行っているところです。第8期介護保険事業計画以降においても、高齢者がピークとなる2025年、さらにはその先の2040年の高齢者人口の動態を見据えながら、必要な施設整備を進めてまいります。

また、介護予防や重症化予防についても取り組みを進め、在宅での生活が可能な元気な高齢者の増加を図り、地域包括ケアシステムの深化に努めてまいります。

〔担当：長寿支援課〕

- ⑥ 要介護1・2のかたの特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添った対応を徹底してください。国に対して特養の入所基準を元に戻すように要請してください。

【回答】

平成27年4月から、介護老人福祉施設等における新規入所者については、原則要介護3以上の高齢者となりました。これは、限られた資源の中で、より入所の必要性の高い高齢者が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として機能の重点化を図るための見直しとなっております。

一方、要介護1または2の高齢者であっても、やむを得ない事由があり、居宅において日常生活を営むことが困難な場合には、各施設における入所検討委員会において特例的に入所を認めることができるとされ、その際は、施設が特例入所要件の適否について市の意見を求めたうえで、入所を決定する仕組みとなっております。

今後も、特例入所にあたり市が意見表明を行う場合には、国の指針をもとに、居宅において日常生活を営むことが困難か否かを総合的に判断してまいります。

〔担当：介護保険課〕

- ⑦ 介護職員の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善について国への要請とともに、独自の財政的支援および施策をおこなってください。

【回答】

介護職員の処遇改善については、令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、国において新たに介護職員等特定処遇改善加算が創設されたところです。

また、山形市では人材確保が困難となっている業種において専門資格を取得したうえでの就業を支援する、「専門人材就職支援給付金」事業を実施しており、平成30年度からは対象業種に介護福祉士を追加しております。さらに、30歳未満の在職者が職業上必要となる技能訓練を受講した場合、その費用の一部を支給する「安定雇用促進スキルアップ給付金事業」事業も実施しておりますが、介護職員初任者研修なども対象としており、人材確保と良質な介護サービス提供の取り組みに対し、支援を行っております。

介護人材の確保は重要な課題と認識しており、処遇改善について引き続き国に要望していくとともに、山形市介護人材確保推進協議会で取組について協議してまいります。

〔担当：長寿支援課〕

⑧ 認知症のかたへの支援策として効果があつた自治体の取り組みを教えてください。また、認知症のかたに関わるかたへの支援方法について、好評なものを教えてください。

【回 答】

認知症の方への支援につきましては、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方とその家族への支援に取り組んでいます。

認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる方やその家族の新規相談者に対し、専門機関への受診支援や生活環境の改善、家族のサポートなどを行っています。

地域支援推進員は、市内に約20ヶ所ある認知症カフェの交流会の開催をはじめ、認知症サポーター養成講座や認知症予防教室の開催、徘徊高齢者への声掛け訓練、ケアパス等のパンフレットの作成により、認知症についての正しい理解の普及啓発を図っています。

また、認知症サポーターの養成については、今年8月末現在で24,282人となっており、山形市高齢者保健福祉計画で掲げている25,000人を目標に取り組んでいます。

認知症のかたに関わる方への支援については、地域支援推進員が地域の方々を対象として、徘徊高齢者への声掛け訓練を行っており、多くの地域で開催されるなど、参加者から好評を得ております。

また、市民の方に認知症について広く啓蒙することを目的に開催している「認知症について考えるセミナー」は、毎年200名を超える参加をいただいております。

今後も、認知症の方とその家族や、関わる方への支援に取り組んでまいります。

〔担当：長寿支援課〕

⑨ 高齢者の人権を尊重する支援とともに、虐待防止策の充実をはかってください。

【回 答】

山形市では、高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度の普及、及び高齢者虐待の防止など、高齢者の尊厳ある生活の支援に取り組んでいます。

成年後見制度の普及については、山形市成年後見センターを設置し、制度に関する相談対応や普及啓発に取り組むとともに、市民後見人養成講座を開催するなど、制度の利用促進に向け取り組んでいます。また、山形市成年後見推進協議会を設置し、地域連携ネットワークの構築に取り組んでおります。

高齢者虐待の防止については、虐待事案の通報に対し関係機関と連携して対応するとともに、虐待防止に関する広報や普及啓発、並びに関係機関によるネットワークの構築などに取り組んでいます。また、高齢者虐待に関する関係機関からなる「山形市高齢者虐待防止連絡協議会」を開催し、関係機関の連携強化などに取り組んでいます。

今後とも、これらの取組を推進し、高齢者の権利擁護に取り組んでまいります。

〔担当：長寿支援課〕

5. 生活保護について

- ① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法 25 条および生活保護法の原理原則にもとづいておこない、ただちに申請書を交付したうえで生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回 答】

山形市では、生活保護の相談・申請にあたっては、相談者に対し制度の仕組みを十分に説明し理解を得たうえで、申請意思のある方にはただちに申請書を交付し、提出された申請書は全て受理しております。

また、申請後、資産や収入状況などの調査を経て、生活保護が決定した方につきましては、なるべく早く早く安心して生活ができるよう速やかに支給しております。

[担当：生活福祉課]

- ② 医療を選択する権利が守られるよう、生活保護受給者の後発医薬品使用の原則化を実施しないよう国に求めてください。

【回 答】

後発医薬品の使用につきましては、生活保護法の規定により、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについて、原則として、後発医薬品により給付を行うことになっておりますので、国の規定に基づき実施してまいります。

[担当：生活福祉課]

- ③ 夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新を含む）および電気代の助成をおこなってください。

【回 答】

エアコン購入費用については、国の通知により、新規に保護を開始した世帯または転居された世帯で、エアコンの持ち合わせがなく、熱中症予防が特に必要とされる方がいる場合に生活保護での支給ができることとされています。

山形市ではこの要件に該当する世帯にはエアコンの設置状況の確認を行い、設置されていない場合は支給申請の案内をして設置費用の支給を行っています。電気代については、月々支給されている生活保護費で対応するものとされており、

今後とも、生活保護開始などの際にはエアコンの設置状況について確認を行い、生活保護受給者の熱中症予防に努めてまいります。

[担当：生活福祉課]

6. 障害者福祉について

- ① 障害者が地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答】

第5期山形市障がい福祉計画においては、施設・病院等の入所から地域生活へ移行を進める国、県の方針に基づき、グループホーム利用者数は今後も増加すると見込んでおり、また、地域生活への移行を進めるうえで基本となる活動の場を提供する事業として、日中活動系サービスについても、需要が伸びていくことを見込んでおります。

このため、山形市では、障がい者向けグループホームや障がい者（児）通所施設が設置しやすいよう、平成24年度よりグループホームの市街化調整区域における規制緩和を実施し、更に平成29年度からは障がい者（児）通所施設においても規制緩和の対象としました。その結果、現在まで市街化調整区域に3か所のグループホームが開設されております。

グループホームや通所施設などの設置については、国の補助を得ながら社会福祉法人や医療法人等の民間事業者によって進められ、令和元年度はグループホーム1件が補助対象となっております。また、生活介護事業所や就労継続支援B型事業所の中には、土曜日や祝日に開所している通所施設があります。

引き続き、確実な基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の充実について、国に要望等を続けてまいります。

〔担当：障がい福祉課〕

- ② 40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者について、一律に介護保険優先とせず、本人の意向をもとに障害福祉サービスを利用できるようにしていただきたい。

【回答】

介護保険サービスと障がい福祉サービスの適用関係については、介護保険によるサービスを優先的に受けていただくことが、制度上原則となっておりますが、山形市においては、国からの通知を踏まえ、介護保険サービスを一律に優先させることなく、ご本人からの聞取りにより把握した上で、介護保険の関係機関との協議を行い、個々の実態に即した適切なサービス利用の決定に努めております。具体的には、介護保険サービスにはない障がい福祉固有のサービスを利用希望の場合や、介護保険で提供可能なサービスだけでは明らかに支援が不足する場合などは、障がい福祉サービスの相談支援専門員と介護保険サービスの介護支援専門員が連携を図りながら、障がい福祉サービスを決定しております。

また、障がい福祉サービスを利用している方が介護保険制度に円滑に移行できるよう、65歳到達となる3か月前に、山形市障がい福祉課よりご本人あてに、要介護認定等に係る申請の案内を行い、併せて相談支援専門員から、介護保険制度についての説明をおこなっていただくよう指導しております。

今後とも、障がいをお持ちの方の生活に急激な変化が生じないよう、制度の丁寧な説明や関係機関との更なる連携強化を図りながら、障がい者の支援を行ってまいります。

〔担当：障がい福祉課〕

7. 子育て支援について

- ① 子どもの医療費助成の対象年齢を 18 歳年度末までにしてください。

【回答】

山形市で行っている様々な子育て支援施策を総合的に考慮し、現在のとこは医療費無料化の対象年齢を中学 3 年生までとして継続実施しておりますが、さらに、18 歳年度末まで拡充することにつきましては、県補助制度の動向を踏まえながら、今後の検討課題として考えてまいります。

また、本制度のような施策は、本来国の制度として統一した基準を設けて実施されるべきものと考えられており、従前から重要事業として国の制度化と県制度の拡充を要望してきたところです。今後とも、国および県に対しまして、制度が創設・拡充されるよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

〔担当：家庭支援課〕

- ② 妊産婦・子育て支援の観点から、新たな「妊産婦医療費助成制度」を創設し、疾患や受診料の制限なく、妊産婦の医療機関での一部負担金を助成してください。

【回答】

少子化が進行している中、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが必要と思っております。その一つとして各医療制度については、都道府県と市町村が連携して実施しておりますが、給付の内容は各自自治体で異なっているため、市町村間競争のようになっているところがあります。

子育て支援については国家的課題であると考えられており、市町村間での格差が生じない制度づくりが必要と思っております。「妊産婦医療費助成制度」につきましても、国の制度として確立すべきものと考えておりますので、まずは、国において十分に検討されるべきであると認識しております。

〔担当：母子保健課〕

- ③ 就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも 1.4 倍以下の世帯としてください。また年度途中で申請できることを周知徹底し、入学準備金は新学期開始前に支給してください。

【回答】

国の各自自治体への必要保護認定基準の調査結果（平成 29 年度就学援助制度（必要保護認定基準の概要））では、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を認定基準としている自治体は全体の 74.6% になっております。そのうち、生活保護基準の 1.2 倍を超え、1.3 倍以下と回答した市町村の割合が最も多くなっており、山形市におきましても、1.3 倍以下の世帯を対象としております。

また、入学準備金の支給につきましては、新入学児童生徒学用品費の前倒しとし、昨年度より小学校 6 年生の児童を対象として中学校入学前に支給しており、さらに今年度は未就学児を対象とし、申請があった方に対し、小学校入学前に支給を行う予定です。

なお、小学校の入学予定者の保護者の家庭には、「就学援助制度のお知らせ」を 8 月下旬に「就学時健康診断関係書類」に同封のうえ直接郵送しておりますが、各学校には就学援助担当者会及び学校事務担当者会等におきまして、年度途中で就学援助の申請ができることについて改めて周知し、保護者の方が必要な支援を受けられるように、周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

〔担当：学校教育課〕

- ④ 小中学校の給食費を無償にしてください。当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などをおこなってください。

【回 答】

学校給食費については、学校給食法の趣旨を踏まえ、食材費にあたる学校給食費を保護者負担としております。山形市では就学援助制度により学校給食費の援助を行い、保護者の負担軽減を図っております。

学校給食費の無償化や軽減の実施状況について、一部の自治体においては、第3子以降の児童生徒などを対象に給食費の全額または一部を軽減しておりますが、所得条件などの交付要件を設け補助している状況です。

こうした調査結果を参考に、今後とも国や他自治体の動向を注視しながら、給食費の負担のあり方について、引き続き検討してまいります。

〔担当：学校給食センター〕

- ⑤ 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回 答】

認可保育所・認定こども園等の給食費については、国の幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、低所得者世帯及び第3子以降の子どもについて副食費の免除を行っており、今後も国制度に基づく負担軽減を行ってまいります。

なお、山形市では第3子以降については、独自に国の基準における所得や年齢の条件をなくし、副食費の免除を実施しております。

〔担当：保育育成課〕

- ⑥ 待機児童解消のために、公立保育所または認可保育所を増設してください。

【回 答】

待機児童解消は、山形市としても喫緊の課題と認識しております。そのような中で、新耐震基準前に整備し、老朽化している市立保育所については、市立保育所整備計画に基づき、東西南北の拠点保育所として、改築集約を進めることとしています。

今後、整備を進める3園については、待機児童が多い低年齢児の十分な受入定員を確保するとともに、次期（令和2～6年度）山形市子ども・子育て支援事業計画の中で、民間立を含め、必要な教育・保育の受け皿を確保すべく、認可保育所等の増設についても検討してまいります。

〔担当：こども未来課〕

- ⑦ 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善して増員してください。

【回 答】

保育士の処遇改善につきましては、一定基準以上の賃金改善を図る施設に対する加算を行うほか、人事院勧告に基づく公定価格引き上げに対応するなど、国の基準どおりの適用を即時に実施しております。

また、保育士確保のための保育士宿舎借り上げ支援事業等を引き続き実施してまいります。

〔担当：保育育成課〕

山形県社会保険推進協議会
会長 高 木 紘 一 様



米沢市長 中川 勝

社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン要請書について (回答)

令和元年10月28日付で受領しました標記要請書について、下記のとおり回答します。

記

1. 国民健康保険について

① 国保加入者が所得に応じて支払える保険料にしてください。国保料の引き上げはこな
わず、そのために一般会計からの繰り入れを増額してください。

② 18歳未満の子どもの均等割り負担の軽減など、子育て世帯の国保料の軽減をしてくだ
さい。

③ 国保法44条（一部負担金の減免制度）、第77条（保険料の減免・猶予）については、
低所得のみを理由として活用できる制度として拡充してください。制度について、行政
や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

④ 国保料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、滞納による資格証明書の発行、
財産差し押さえなど行わないよう努めてください。

(回答)

①

国民健康保険は、平成30年度から県単位化され、県全体の国保の医療費を県内市町村
で支え合う仕組みになりました。市は県に対して国民健康保険事業費納付金を納める必要
があるため、納付金の負担を継続して行える財源の確保と被保険者の負担のバランスに配
慮した税額を設定しています。

一般会計からの決算補填等目的以外の法定外繰入については、平成27年度以降、地方
単独事業による現物給付の医療費助成制度の実施による療養給付費負担金の減額措置相当
分の2分の1を繰り入れています。

②

子どもの均等割の軽減については、平成27年5月の国保法改正時に、参議院厚生労働

委員会の附帯決議において引き続き議論することとされており、全国知事会や市長会など
からも要望されています。今後の国の動向を注視していきたいと考えており、現時点で独
自の軽減は考えていません。

③

平成23年に「米沢市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する要綱」
を制定しました。この要綱で対象となる給付は、国の財政支援措置を受けるための条件を
満たしたものです。さらなる減免の拡充は現時点では考えていません。

本制度については、広報や窓口において案内を行うなど引き続き周知を図っていきます。
次に、国保法第77条については、恒常的低所得者にも活用できる基準・条例とするこ
とは考えていないところです。

なお、天災等の特別の事情により納税が困難となった経済困難者等については、活用で
きる制度等についての説明を行っているところです。

つきましては、減免制度や納付の猶予を受けることができる場合がありますので、一部
負担金の支払いや税金の納付に関しご不明な点やお困りの内容がありましたら、担当窓口
にいつでもご相談願います。

④

本市においては、大多数の皆様が法律・条例で定めた納期内に納付いただいております。
納期内に納めない人がいると、財源不足となり各種サービスに支障をきたすだけでなく、
納期内に納付している人との公平性を欠くことになってしまいます。納期限を過ぎても未
納となつている場合には、督促状が送付され、督促手数料及び納付までの日数に応じた延
滞金が増加されます。さらに「電話」又は「訪問」による納税指導を行います。それでも
なお完納に至らない場合には、税負担の公平及び納税秩序確保のため、特別な事情なく滞
納している方に対し、短期保険証の発行や早期に預金、不動産などの財産調査と、勤務先
の確認及び給与照会などを行い、厳正に滞納処分（差押え）を実施しております。

よって資格証明書の発行については、担保力がありながら納税を行わないなどの世帯に
発行しているものであり、一律の運用を行っているものではありません。また、差押えを
執行する場合においては、必ず財産調査を実施しており、差し押さえる財産の選別は、第
三者の権利を害することが少ない財産であること、さらに滞納者の生活の維持又は事業の
継続に与える支障が少ない財産であること等を十分に留意して執行しております。

2. 高齢者医療・福祉について

① 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差し押
えなどはないでください。

② 後期高齢者医療制度の特例軽減措置の復活を国に要請してください。

(回答)

①

上記1. 国民健康保険についての④と同じです。

旧被扶養者に対する均等割の軽減制度については、制度創設時には、制度創設時における激変緩和措置として創設されたものであり、制度創設から10年が経過した昨年度末を持って廃止されたものです。

本市では、当該制度については、その役割を既に終えたものと考えており、国民健康保険との制度間での公平性や、世代間・世代内の公平性の観点からも、復活させるべきものではないと認識しておりますので、当該制度の復活を国に要請する考えはありません。

3. 無料低額診療制度について

①無料低額診療制度の広報による周知をすすめてください。

②無料低額診療利用者の薬代本人負担を助成してください。保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要請してください。

(回答)

山形県内で「無料低額診療事業」を実施する医療機関は7か所あり、県ではその周知を図るためチラシを作成し、各市町村地域福祉主管課のほか、各市町村社会福祉協議会、各自立支援相談機関及び各市町村民生委員児童委員協議会に配布しております。本市では当該チラシを窓口や相談室に配備し、必要な方に情報提供を行っているところです。

また、上記の医療機関のほかにも、市内には「無料低額診療事業」を行う医療機関が1か所あります。医療費に係る相談がありましたら当該医療機関にて相談するよう助言・指導しておりますので、先ずは米沢市生活自立支援センターを周知し、相談内容に応じて個別対応していくことが望ましいと考えております。

本市では経済的に困窮する市民に対して、生活困窮者自立支援事業を通して、就労・住まい・家計改善等、生活の様々な面での相談・支援を行っておりますので、当該事業を通してきめ細やかな支援・助言を行ってまいります。

4. 介護保険について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内をおこなってください。

②介護保険料の低所得者への減免制度の実施・拡充とともに、国に対して国庫負担の大幅引き上げを要請してください。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

④総合事業では、現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしていただきます。

⑤特別養護老人ホームの入所待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームを増やしてください。

⑥要介護1・2のかたの特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添っ

た対応を徹底してください。国に対して特養の入所基準を元に戻すように要請してください。

⑦介護職員の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善について国への要請とともに、独自の財政的支援および施策をおこなってください。

⑧認知症のかたへの支援策として効果があった自治体の取り組みを教えてください。また、認知症のかたに関わるかたへの支援方法について、好評なものを教えてください。

⑨高齢者の人権を尊重する支援とともに、虐待防止策の充実をはかってください。

(回答)

市町村窓口での対応は、必ずしも専門職でなくともよいとされておりますが、本市には、社会福祉士、保健師、ケアマネジャーが複数名在籍しており、専門知識を持った職員を配置することで、きめ細やかな相談に応じています。

また、手続きにあたっては、相談の目的や希望するサービスを聴き取りながら、相談者の自立促進や重度化予防につながる効果的な支援が実施されるよう要介護認定等申請の案内を行っています。

本市では、第7期事業計画において、介護保険料は第6期計画と同額で設定したので増額となっていません。また、保険料段階を11段階に細分化し、所得などの負担能力に応じた、きめ細やかな負担割合の設定を行うとともに、国の施策の一環として公費を投入し、第1段階から第3段階の保険料について減額措置を講じています。

本市では、低所得者が居宅サービスを利用した場合に、利用者負担額の助成をしており、平成14年度の事業開始以降、これまで2度の見直しを行い、対象サービスを拡大しております。

その他、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度について、積極的な取り組みを社会福祉法人等へお願いしています。

本市の訪問型及び通所型サービスは、現行相当サービスと短期集中予防サービス（C類型）の提供をしています。いずれのサービスについても、高齢者の社会参加、自立支援、重度化予防の推進を目的とするものですが、特に現行相当サービスについては、サービス利用の必要性が確認された方は、継続的利用を可能としております。

施設基盤の整備については、介護保険料の上昇に直結することから、今後も保険給付費と保険料の均衡を図りながら検討していきたいと考えております。

要介護1・2の方の特養入所について相談を受けた際は、入所希望理由や生活事情等を丁寧に聞き取った上で特例入所の要件について説明し、該当する場合には施設に申し込む

よう促します。また、施設に対し、入所申込者の生活事情等を適宜意見表明し、必要な方の特例入所について支援しています。

⑦ 国においても毎年、介護報酬改定を行い、少しずつではありますが処遇改善が行われていると認識しています。

また、独自の財政的支援については、困難であると考えています。

⑧ 「早期受診、診断につながる支援として、本市医師会では「もの忘れ相談医」として身近な医療機関で気軽にもの忘れや認知症についての相談支援体制を構築しています。その他、介護サービス事業所が中心となって認知症カフェを開催し、徐々に参加者も増えております。

また、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方及び関わる方々への正しい知識の普及を実施しております。あわせて、認知症の方を含む高齢者を詐欺等の被害から守るため、消費者見守りサポーター養成講座を開催し、地域ぐるみでの支援体制構築に取り組んでおります。

⑨ 本市では、自ら権利主張や権利行使することが困難な状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、成年後見人制度の利用等の支援に取り組んでおります。身寄りのない方や親族の協力が得られない方については、老人福祉法に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っており、親族申立ての際には助言や指導も行っております。

また、所得の低い人に対して後見制度利用の経費助成を行っており、被後見人等が成年後見人等に対する報酬を経済的な理由から負担できない場合には、市が報酬に係る費用を助成しています。

高齢者虐待については、高齢者に対する身体的・心理的虐待や介護放棄・放任等が社会的な問題となっている中で様々な相談を受け対応しておりますが、今後も虐待防止に向けて早期発見や早期対応に努め、被虐待者（高齢者）と虐待者（養護者）それぞれの支援について適切な対応が取れるように各専門機関と連携を取りながら支援体制の強化を図ってまいりたいと思います。

5. 生活保護について

① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法 25 条および生活保護法の原理原則にもとづいておこない、ただちに申請書を交付したうえで生活保護が必要な人には早急に支給してください。

② 医療を選択する権利が守られるよう、生活保護受給者の後発医薬品使用の原則化を実施しないよう国に求めてください。

③ 夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新を含む）および電気代の助成をおこなってください。

(回答)

① 生活保護の相談・申請については、専任の面接相談員を配置し「生活保護法による保護の実施要領について」第 9 の 1 に基づいた取り扱いを行っております。

② 後発医薬品の使用促進、かかりつけ薬剤師・薬局の推進については、生活保護利用者に限った取り組みではないと理解しております。

生活保護利用者に対しては、国の方針や法の規定に従い後発医薬品の原則使用を指導しておりますが、後発医薬品の使用に不安がある場合には医師や薬剤師に相談し、先発医薬品を使用すべきと判断されたものについては先発医薬品の使用が可能である旨の説明も併せてしているところ です。

③ 生活保護業務は国からの法定受託事務であり、国が定める基準や実施要領等に従って実施することが基本であると考えため、冷蔵庫の購入に関する家具什器費の支給や社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の紹介・手続き支援を行っているものの、冷蔵庫使用に伴う電気代の助成については検討しておりません。

6. 障害者福祉について

① 障害者が地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置していただきます。

② 40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者について、一律に介護保険優先とせず、本人の意向をもとに障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

(回答)

① 本市には入所施設が 3 か所、グループホームが 30 か所、就労継続支援 A 型事業所が 4 か所、就労継続支援 B 型事業所が 21 か所、就労移行支援事業所が 4 か所、生活介護事業所が 11 か所あり、基盤整備としては比較的恵まれた状況にあります。一方で、休日に通所可能な施設も少ないこと、グループホームにおいては夜勤者を配備している事業所が少なく、24 時間の支援体制の構築が必要であること、また、強度行動障害を有する障がい者を支援できる事業所が少なく、障がい者が地域で安心して生活できる体制の整備には、まだまだ多くの課題があります。こうした課題を本市の地域自立支援協議会を始めとする関係機関が集まる場において情報の共有に努め、各事業所へ働きかけを行いながら、これらの施設の充実が図れるように努めてまいりたいと考えております。

② 65 歳前から障がい福祉サービスを利用している人には、事前に介護保険について説明しております。そのうえで計画相談支援のモニタリング時に本人や家族の意向を確認し、モニタリング報告書にて報告を受けています。

介護保険を申請しない利用者に対しては、介護保険についての理解を得られるよう介護

保険担当部署と連携し、説明を重ねていきますが、介護保険の利用申請をしない場合は、障がい福祉サービスを継続しております。

7. 子育て支援について

- ① 子どもの医療費助成の対象年齢を18歳年度末までにしてください。
- ② 妊産婦・子育て支援の観点から、新たな「妊産婦医療費助成制度」を創設し、疾患や受診料の制限なく、妊産婦の医療機関での一部負担金を助成してください。
- ③ 就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また年度途中でも申請できることを周知徹底し、入学準備金は新学期開始前に支給してください。
- ④ 小中学校の給食費を無償にしてください。当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などをとおなってください。
- ⑤ 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。
- ⑥ 待機児童解消のために、公立保育所または認可保育所を増設してください。
- ⑦ 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善して増員してください。

(回答)

①

山形県内には18歳年度末まで一部負担金を求めない医療給付を実施している市町村もありますが、本市が助成対象を18歳年度末まで単独で医療費全額を給付するのは非常に厳しい状況にあります。財政状況を踏まえうえで、施策の優先度を十分に勘案しながら、検討していく必要があると考えております。

また、人口減少や少子高齢化が我が国の行く末を左右する重要な課題でありますので、子育て支援給付事業を国や県の責任において実施するよう強く要望しており、今後も継続して要望してまいります。

②

本市が単独で医療費全額を給付するのは非常に厳しい状況にあります。子育て支援同様、人口減少や少子高齢化が我が国の行く末を左右する重要な課題であり、現在のところ実施の予定はありません。

③

本市では、就学援助制度の認定基準として生活保護基準は用いておりません。また、申請については、受付期間を設けることなく年度途中でも受け付けを行っており、学校を通じて保護者に周知しております。

新入学学用品費の支給時期について、新小学1年生に対しては入学後ですが、新小学1年生に対しては、平成29年度より既に小学校において就学援助世帯として認定を行っている世帯に対し、中学校入学前の小学6年生時に支給しております。

就学援助については、単に所得だけで判断することなく、入学後の学校生活での児童の様子や、全児童を対象に行われる家庭訪問等により、児童の生活を出来るだけ把握した上

で、丁寧な対応と共に、必要な支援が受けられなかったということがないよう行っているところです。

④

学校給食法において、人件費及び施設整備等にかかる経費は設置者が負担し、それ以外の経費については保護者の負担とすると定められており、本市では、光熱水費についても設置者の負担とすることが望ましいと考え、保護者には食材料費のみを学校給食費として負担していただいているところです。経済的に困窮している世帯に対しては、就学援助制度等により学校給食費の支援を行っています。本市としては、様々な教育施策の中で何を優先し実施すべきか慎重に判断し、実施していかねばならないと考えております。

⑤

国は、認定子ども園や保育所及び幼稚園を利用する3歳以上の給食提供に係る食材料費について、主食費・副食費ともに、保護者の方に負担していただくという考え方を基本としています。その上で、年収360万円未満相当世帯及び第3子については、副食費の徴収免除の対象としています。国基準の「第3子」の考え方は、保育所的な利用をする子ども(2号認定子ども)であれば就学前児童の年長児から数えて第3子となり、幼稚園的な利用をする子ども(1号認定子ども)であれば小学校3年生から数えて第3子となりますが、本市では、小学校6年生から数えて第3子以降の子どもまでに副食費の徴収免除の対象を拡充しています。

⑥

本市においては、既存の教育・保育施設の認定子ども園への移行を推進しており、施設整備を伴う認定子ども園への移行等を希望している私立保育所、幼稚園等の民間法人に対し、施設整備事業に要する経費について国及び県の補助事業を活用して補助を行っておりますが、現在のところ移行等を希望している民間法人はないところです。

また、公立保育所についても現在、増設の計画はありません。

⑦

待機児童の解消につきましては、米沢市教育・保育安心サポート補助金の入所児童受入推進事業により、4月当初に余裕保育士を配置し年度途中に乳児の受け入れを行っている施設に補助金を交付し、途中入所児童の受け入れを促進しています。

保育士の処遇改善につきましては、国の制度(施設型給付による給付)により賃金改善を実施し、保育士の確保につきましては、保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金(国及び県の補助事業)を交付し、保育士の確保定着及び離職防止に寄与しています。

山形県社会保険推進協議会 自治体 2019 キャラバン 回答

【★印のある要望は 11 月 21 日懇談時の主な事項になります】

1. 国民健康保険について

- ★④国保加入者が所得に応じて支払える保険料にしてください。国保料の引き上げはおこなわず、そのために一般会計からの繰り入れを増額してください。

【回答・健康課】

当市では所得割・資産割・均等割・平等割の 4 区分で保険税を算定し、被保険者の状況に応じた金額を賦課決定しております。賦課の水率は、医療費や国や県による公的支援の動向に左右される要素はありますが、安定した財政運営に努めていきます。

平成 30 年度に行われた国保財政の県単位化に伴って、当市では賦課水準の見直しを行っており、この時は結果的に水準を下げることでございましたが、今後は毎年度、県に支払う事業費納付金や蔵入金である公的支援の動向を見ながら、賦課水準を決定していくこととなります。決算補填を目的とした一般会計からの法定外繰り入れは、国の指導で解消すべき課題とされております。保険税の負担緩和などの政策的な理由がある場合でも、これに該当するため、本市としては実施する予定はありません。

- ★②18 歳未満の子どもの均等割り負担の軽減など、子育て世帯の国保料の軽減をしてください。

【回答・健康課】

子どもの均等割軽減策については、近年、全国市長会や全国知事会からも国に対して提言されております。国の結論は出ていませんが、均等割を軽減した場合に不足する財源をどう賄うのが課題となっています。市としては、既に実施している自治体や県内の動向も見ながら、被保険者間の負担の公平性や健全な財政運営の観点を検討していきたいと考えております。

- ★③国保法 44 条（一部負担金の減免制度）、第 77 条（保険料の減免・猶予）については、低所得のみを理由として活用できる制度として拡充してください。制度について、行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答・税務課】

一部負担金や保険税の減免に係る条例や基準は、制度を必要とされる方に活用いただけるよう、市のホームページやチラシで周知しております。

- ★④国保料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、滞納による資格証明書の発行、財産差し押さえないよう努めてください。

【回答・健康課】

資格証明書の交付は、被保険者間の負担の公平を図る観点に基づいて、特別な事情がないにも関わらず、税を滞納する被保険者を対象として実施しております。出来るだけ発行しないことが理想であり、滞納者がいる限り、相手方の事情把握に細心の注意を払いながら、今後も実施せざるを得ません。財産の差し押さえについては、法令に基づいて行っております。

2. 高齢者医療・福祉について

- ①後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差し押えなどは

山形県社会保険推進協議会 自治体 2019 キャラバン 回答

【★印のある要望は 11 月 21 日懇談時の主な事項になります】

しないでください。

【回答・税務課】

法令に基づき徴収や差し押さえを行っております。

- ②後期高齢者医療制度の特例軽減措置の復活を国に要請してください。

【回答・税務課】

後期高齢者医療制度の保険料は、山形県後期高齢者医療広域連合で決定しております。現在のところ、当市では、特例軽減制度の復活を国に要請する考えはありません。

3. 無料低額診療制度について

- ①無料低額診療制度の広報による周知をすすめてください。

- ②無料低額診療利用者の薬代本人負担を助成してください。保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要請してください。

【回答・成人福祉課】

「無料低額診療事業」は、経済的な理由で必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、医療機関が無料または低額な料金で診療を行う社会福祉事業です。県内では、この事業は主に済生会や医療生活協同組合などが実施しており、県のホームページにも掲載されています。現時点で最上郡内に実施する医療機関がないことから、市が積極的に周知すべき事項には該当しないと考えます。

4. 介護保険について

- ①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内をおこなってください。

【回答・成人福祉課】

要介護認定の申請につきましては、相談者のご希望をお聞きし、十分な説明を行います。また、窓口での対応を円滑に行うためのマニュアル整備や職場内の情報共有、研修の参加を進め、職員の資質向上に努めています。

- ②介護保険料の低所得者への減免制度の実施・拡充とともに、国に対して国庫負担の大幅引き上げを要請してください。

【回答・成人福祉課】

国の制度に従っており、現状での拡充は考えておりません。国に対して機会をとらえて要望してまいります。

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【重複のため削除】

- ④総合事業では、現行相当サービスが必要なる人には継続した利用ができるようにしてください。

【★印のある要望は11月21日懇談時の主な事項になります】

【回答・成人福祉課】

総合事業では、現行相当サービスのほかに基準を緩和したサービスA（訪問・通所）を設けています。サービス利用にあたっては、適切なケアマネジメントにおいて自立支援へ向けたサービスを提供しています。

⑤特別養護老人ホームの入所待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームを増やしてください。

【回答・成人福祉課】

施設整備は介護保険料の増大の要因となるものであり、介護保険事業計画において引き続き検討してまいります。また、平成27年に開所した特別養護老人ホームが一部受け入れ未実施となっていることから、完全開所に向け働きかけを行ってまいります。

★⑥要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添った対応を徹底してください。国に対して特養の入所基準を元に戻すように要請してください。

【回答・成人福祉課】

介護3未満の方の入所については、施設からの申し出によりその方の状況を勘案したうえで対応しております。現状では、入所についての一定の基準は必要なものと考えております。

★⑦介護職員の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善について国への要請とともに、独自の財政的支援および施策をおこなってください。

【回答・成人福祉課】

国では介護職員の処遇改善に向け、本年10月から現行の加算に加え、新たな介護職員処遇改善加算を設け改善策を講じております。市独自の助成金等の制度化の予定はありませんが、市内の事業所に対して、処遇改善加算の取得をさらに呼びかけてまいります。

★⑧認知症のかたへの支援策として効果があった自治体の取り組みを教えてください。また、認知症のかたに関わるかたへの支援方法について、好評なものを教えてください。

【回答・成人福祉課】

国が掲げる認知症施策推進総合戦略において、大きな柱である「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」と「認知症の人の介護者への支援」の対策として「認知症初期集中支援チーム」事業が創設され、市でも平成29年度より取り組みを開始し、専門家によるチームを結成し、医療機関への受診や介護保険制度の利用などに繋げております。

今後は、認知症対策に関する制度についてさらなる周知を図り、必要な方に支援が届くよう努めてまいります。

★⑨高齢者の人権を尊重する支援とともに、虐待防止策の充実をはかってください。

【回答・成人福祉課】

【★印のある要望は11月21日懇談時の主な事項になります】

地域包括支援センターと協力し、高齢者や養護者に対する相談、助言、支援を行い、虐待の防止に向け措置を講じております。また、医療・介護・法律等の専門家や地域の方による虐待防止連絡協議会を組織し、ご意見をいただきながら連携を密にし見守り体制の構築等虐待防止に努めております。

5. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法25条および生活保護法の原理原則にもとづいておこない、ただちに申請書を交付したうえで生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答・成人福祉課】

相談者に対しては、「保護のしおり」等を活用し制度の説明を行い、生活保護についての保護申請の意思がある者に対しては、その場で申請書を交付しています。また、急迫度が高いと思われる者については、早急に保護を実施する等適切な保護を実施するよう努めています。

②医療を選択する権利が守られるよう、生活保護受給者の後発医薬品使用の原則化を実施しないよう国に求めてください。

【回答・成人福祉課】

法改正（平成30年10月1日施行）により、後発医薬品の使用が原則化されました。市では、国において示した基準に基づき適切に対応することとしています。

★③夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新を含む）および電気代の助成をおこなってください。

【回答・成人福祉課】

生活扶助等の基準については、国において国民の消費動向等を勘案し決定しています。市独自の助成を行う予定はありませんが、冷房器具については昨年度法改正が行われ、一部対象となりましたので、国において示した基準等に対して適切に対応しています。

6. 障害者福祉について

①障害者が地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答・成人福祉課】

ご指摘の機能設置にはそれぞれ意義があり、充実の必要性は認識しております。ただ人口規模を踏まえれば、市内・近隣に各種事業所が相当数ある現状と考えると、新規設置には慎重な判断が必要とも考えております。既存事業所との協議・連携の中で解決が可能な場合もあると思われるため、それも念頭に今後の施策を検討してまいります。

②40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者について、一律に介護保険優先とせず、本人の意向をもとに障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答・成人福祉課】

山形県社会保障推進協議会 自治体2019キャラバン 回答
【★印のある要望は11月21日懇談時の主な事項になります】

現在、機械的に打ち切るような対応は行っておりません。

7. 子育て支援について

★①子どもの医療費助成の対象年齢を18歳年度末までにしてください。

【回答・子育て推進課】

現在のところ年齢引き上げの予定はありません。医療費助成の制度化については、市長会等を通じて国及び県に要望しております。

★②妊産婦・子育て支援の拠点から、新たな「妊産婦医療費助成制度」を創設し、疾患や受診科の制限なく、妊産婦の医療機関での一部負担金を助成してください。

【回答・健康課】

妊婦健康診査助成を実施しておりますが、「妊産婦医療費助成制度」については、現在のところ実施の予定はありません。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また年度途中ででも申請できることを周知徹底し、入学準備金は新学期開始前に支給してください。

【回答・学校教育課】

新庄市においては、生活保護基準額の1.30以下を認定の基準としていますが、その基準に当てはまらないことだけで対象外にはしておらず、経済的困窮の具合や世帯の状況等を学校と情報を共有しながら精査して判定を行っています。また、年度途中においても、学校が、困っている家庭の情報を随時把握し、相談を行ったうえで、申請を勧めしております。入学準備金の支給については、新学期開始前に支給する予定です。

★④小中学校の給食費を無償にしてください。当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などをおこなってください。

【回答・学校教育課】

新庄市においては、安全で安心な給食を提供するための調理施設や教育環境の充実のための予算が優先の考えから、現在給食費の無償化の予定はありません。経済的に困窮している世帯へは、就学援助費にて給食費を全額支給しています。

★⑤就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答・子育て推進課】

令和元年10月より、教育・保育の無償化制度の対象となり副食費が免除となる児童に加え、市では無償化制度の対象外となる第3子以降児童の副食費について無償としております。現在のところ拡大の予定はございません。今後も安全・安心な給食の提供を第一とし、アレルギー対応の強化や調理設備の整備を行ってまいります。

⑥待機児童解消のために、公立保育所または認可保育所を増設してください。

山形県社会保障推進協議会 自治体2019キャラバン 回答
【★印のある要望は11月21日懇談時の主な事項になります】

【回答・子育て推進課】

保育施設の老朽化による改修、建替え等を視野に入れながら、保育所整備・定員の管理を行ってまいります。

★⑦待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善して増員してください。

【回答・子育て推進課】

全国的な保育士不足の解消には処遇改善が必須と考えます。保育士の人件費財源確保については、確保対策を含めて要望してまいります。

社会保障の施策拡充を求める要請事項に対する回答（寒河江市）

1. 国民健康保険について（国保医療係）

- ① 国保加入者が所得に応じて支払える保険料にしてください。国保料の引き上げは行わず、そのために一般会計からの繰り入れを増額してください。
【回答】一般会計からの繰入については、前年度までと同様の基準の対応を予定しております。
- ② 18歳未満の子どもの均等割り負担の軽減など、子育て世帯の国保料の軽減をしてください。
【回答】現在、国に対して県・東北・全国市長会で重要提言として要望している段階であり、動向を注視してまいります。
- ③ 国保法 44 条（一部負担金の減免制度）、第 77 条（保険料の減免・猶予）については、低所得のみを理由として活用できる制度として拡充してください。制度について、行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知しててください。
【回答】参考にします。
- ④ 国保料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、滞納による資格証明書の発行、財産差し押さえなど行わないよう努めてください。
【回答】適切な対応をしております。

2. 高齢者医療・福祉について（国保医療係）

- ① 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差し押えなどはないでください。
【回答】適切な対応をしております。
- ② 後期高齢者医療制度の特例軽減措置の復活を国に要請してください。
【回答】世代間の公平性や制度の持続性確保を観点として、参考にします。

3. 無料低額診療制度について（生活福祉係）

- ① 無料低額診療制度の広報による周知を進めてください。
【回答】市ホームページに「無料低額診療制度」に係る情報提供ができるよう、掲載する方向で検討してまいります。
- ② 無料低額診療利用者の業代本人負担を助成してください。保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要請してください。
【回答】世代間の公平性や制度の持続性確保を観点として、参考にします。

4. 介護保険について（高齢者支援課）

- ① 介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。
【回答】窓口対応については、事務職員が対応し、内容により専門職が対応しています。
- ② 介護保険料の低所得者への減免制度の実施・拡充とともに、国に対して国庫負担の大幅引き上げを要請してください。
【回答】改正により、市民税非課税世帯に対する保険料軽減強化を今年度実施しております。介護保険制度の安定した財政運営を行い、持続可能な制度としていくため、適切な措置を講じるよう市長会を通して要望しております。
- ③ 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
【回答】実施予定はありません。
- ④ 総合事業では、従前相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。
【回答】介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、従前の介護相当サービスの訪問型、通所型へ移行しており、引き続き利用しています。心身の状態から必要性をプランに位置づけてサービスを利用することになります。
- ⑤ 特別養護老人ホームの入所待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームを増やしてください。
【回答】小規模多機能型居宅介護事業所1か所を新設し、来年度開設予定であります。また、現在特別養護老人ホーム1カ所が改築しており、定員増が予定されています。
- ⑥ 要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添った対応を徹底してください。国に対して特養の入所基準を元に戻すように要請してください。
【回答】要請する予定はありません。
- ⑦ 介護職員の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善について国への要請とともに、独自の財政的支援及び施策を行ってください。
【回答】介護人材の確保対策については、国、県に対する重要事業要望事項として、人材確保のための施策の充実を働きかけています。
- ⑧ 認知症の方への支援策として効果があつた自治体の取り組みを教えてください。また、認知症の方に関わる方への支援方法について、好評なものを教えてください。
【回答】月2回程度、認知症カフェを認知症サポーター等の協力を得て実施しています。また、警察や防犯協会等の協力のもと、見守り声かけ訓練を年1回継続的に実施してお

り、今年度は、より身近な小学校区単位の地域で訓練を実施しました。 「さがえ無事かえる協力ネットワーク事業」を実施し、認知症の方が外出し道に迷ったりした場合の見守り支援体制の仕組みづくりを行っています。 ③ 高齢者の人権を尊重する支援とともに、虐待防止策の充実を図ってください。 【回答】 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送り続けられるよう、適宜対応します。	5. 生活保護について ① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法 25 条及び生活保護法の原理原則にもとづいて行い、ただちに申請書を交付したうえで生活保護が必要な人には早急に支給してください。 【回答】 適切な対応をしています。 ② 医療を選択する権利が守られるよう、生活保護受給者の後発医薬品使用の原則化を実施しないよう国に求めてください。 【回答】 生活保護法に則り、適正に事務を進めています。 ③ 夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新を含む）及び電気代の助成を行ってください。 【回答】 生活保護法に則り、適正に事務を進めています。	6. 障害者福祉について ① 障害者が地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。 【回答】 翌年度、重度心身障害者が対応の通所施設が市内に開設予定しております。また翌々年度はグループホームの増設が予定されており、併せて地域生活支援拠点等の整備に向けて進めているところです。 ② 40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者について、一律に介護保険優先とせず、本人の意向をもとに障害福祉サービスを利用できるようにしてください。 【回答】 一律に介護保険優先とすることなく、本人の状況に合わせたサービス決定を行っています。
---	---	---

7. 子育て支援について

① 子どもの医療費助成の対象年齢を 18 歳年度末までにしてください。 【回答】 平成 30 年 7 月受診分より、対象年齢を 18 歳に達する年度末までに拡大し、医療費の完全無料化を実施しています。 ② 妊産婦・子育て支援の観点から、新たな「妊産婦医療費助成制度」を創設し、産費や受診料の制限なく、妊産婦の医療機関での一部負担金を助成してください。 【回答】 妊産婦への新たな支援としての提案ですが、妊娠・出産以外の治療行為で、一部負担金を伴う医療費への助成としてどのようなニーズがあるのか調査・研究し、検討してまいります。	③ 就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも 1.4 倍以下の世帯としてください。また年度途中で申請できることを周知徹底し、入学準備金は新学期開始前に支給してください。 【回答】 就学援助の認定については、前年の収入額、その他の状況により総合的に判断しており、生活保護基準額を認定の基準とはしていません。また、年度途中で申請できるよう、学校を通じて常に周知を図っており、入学準備金についても、就学開始前に支給しています。 ④ 小中学校の給食費を無償にしてください。当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。 【回答】 現在、小中学校ともに給食費の半額を助成し、第三子以降の小中学生については無償としています。全額助成は財政面での課題がありますので、関係部署と協議し、実施に向けて検討してまいります。	⑤ 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。 【回答】 第三子以降の給食費（副食費）については、国の基準より拡大し無償としています。これ以外の児童に係る給食費（副食費）の無償化については、幼児教育・保育無償化の実施に伴う地方負担分の動向も見ながら検討してまいります。 ⑥ 待機児童解消のために、公立保育所または認可保育所を増設してください。 【回答】 年度当初の待機児童は発生しておらず、新たに公立保育所や認可保育所を増設することは考えておりません。現在設置している保育所等において、今後の需給見通し等を検討し、定員や年齢毎の受入児童数について調整するなど、待機児童が出ないような施策を継続してまいります。	⑦ 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善して増員してください。 【回答】 本市において待機児童はおりませんが、年度途中に 3 歳未満児について途中入所の相談が寄せられる傾向にあります。年度当初の保育士配置の中で受入れ可能な児童については、随時入所を行っておりますが、新たに保育士（臨時職員）を増員すること
---	--	---	---

とが必要な場合に、そのなり手が見つからないというのが実情です。本市では、保育士（臨時職員）賃金を平成30年10月からアップしたところであり、今後も他自治体の動向も見ながら処遇改善を検討してまいります。

「社会保障の施策拡充を求める要請事項」 回答

1. 国民健康保険について

①国保加入者が所得に応じて支払える保険料にしてください。国保料の引き上げはおこなわず、そのために一般会計からの繰り入れを増額してください。

⇒ 国保の健全財政と税負担の公平性の観点から、的確に所得の把握を行い適正な課税を実施しております。一般会計からの法定外繰入は実施しておらず、今後も予定はありません。

②18歳未満の子どもの均等割り負担の軽減など、子育て世帯の国保料の軽減をしてください。
⇒ 国の制度として創設するよう全国市長会等から要請しております。

③国保法44条（一部負担金の減免制度）、第77条（保険料の減免・猶予）については、低所得のみを理由として活用できる制度として拡充してください。制度について、行政や医療機関の窓口によりわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

⇒ 相談には応じてまいります。一部負担金の周知については、窓口にチラシを置いており、市内医療機関にも毎年チラシを配布しています。

④国保料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、滞納による資格証明書の発行、財産差し押さえなど行わないよう努めてください。

⇒ 納税相談及び財産調査を実施し、被保険者の実情を踏まえて応対しております。

2. 高齢者医療・福祉について

①後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差し押えなどはしないでください。
⇒ 納税相談及び財産調査を実施し、被保険者の実情を踏まえて応対しております。

②後期高齢者医療制度の特例軽減措置の復活を国に要請してください。

⇒ 現行の軽減措置を踏まえて、対応すべきものと考えております。

3. 無料低額診療制度について

①無料低額診療制度の広報による周知をすすめてください。

⇒ 市が率先して周知することが判断が困難です。

②無料低額診療利用者の薬代本人負担を助成してください。保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要請してください。

⇒ 現行では助成は考えておりません。国への要請も同様です。

4. 介護保険について

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内をおこなってください。

⇒ 現在、専門知識を持った介護保険相談員を配置し対応しております。

②介護保険料の低所得者への減免制度の実施・拡充とともに、国に対して国庫負担の大幅引き上げを要請してください。

⇒ 10月からの公費負担の拡大により軽減に努めております。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

⇒ 制度に基づき減免を実施しており、市独自の減免を導入する考えはありません。

④総合事業では、現行相当サービスが必要人には継続した利用ができるようにしてください。
⇒ 要支援者や事業対象者への必要なサービスは継続して利用できるよう努めてまいります。

⑤特別養護老人ホームの入所待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームを増やしてください。

⇒ 特別養護老人ホームを増やすことは、介護保険料の引上げにも影響するものであることから、現在の第7期計画期間中には予定しておりませんが、今後の需要等を見極めながら、次期計画等に反映させてまいります。

⑥要介護1・2のかたの特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添った対応を徹底してください。国に対して特養の入所基準を元に戻すように要請してください。
⇒ 特養への入所要件は現行通りでの対応と考えております。

⑦介護職員の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善について国への要請とともに、独自の財政的支援および施策をおこなってください。

⇒ 平成30年度において、介護従事者の処遇改善の拡充を国に要望しております。独自の財源による処遇改善を実施することは、介護保険料の引上げを伴いますので、現時点で市独自の制度化は考えておりません。

⑧認知症のかたへの支援策として効果があつた自治体の取り組みを教えてください。また、認知症のかたに関わるかたへの支援方法について、好評なものを教えてください。

⇒ 認知症地域支援推進員を上山市地域包括支援センターに委託し配置しております。認知症が疑われる段階から認知症初期集中支援チームへ繋ぐなど、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう対応しております。

⑨高齢者の人権を尊重する支援とともに、虐待防止策の充実をはかってください。

⇒ 引き続き、関係機関と連携し虐待防止対策を推進してまいります。

5. 生活保護について

①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法25条および生活保護法の原理原則にもとづいておこない、ただちに申請書を交付したうえで生活保護が必要な人には早急に支給してください。
⇒ 国の指針に基づき、適切に相談・申請業務を行なっています。

②医療を選択する権利が守られるよう、生活保護受給者の後発医薬品使用の原則化を実施しないよう国に求めてください。

⇒ 後発医薬品使用については、行政や医療保険など国全体で普及に取り組んでいるものであるため、実施しないよう国に求める考えはありません。

③夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新を含む）および電気代の助成をおこなってください。
⇒ 生活保護基準内での対応を行なっています。

6. 障害者福祉について

①障害者が地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。
⇒ 福祉事業所（社会福祉法人）と情報交換をしながらすすめています。

②40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者について、一律に介護保険優先とせず、本人の意向をもとに障害福祉サービスを利用できるようにしてください。
⇒ 介護保険の対象とならないサービスについては、障害福祉サービス利用を提案しています。

7. 子育て支援について

①子どもの医療費助成の対象年齢を18歳年度末までにしてください。
⇒ 現在中学3年生までの医療費無料化を実施しており、当面現行制度を継続していく考えであります。

②妊産婦・子育て支援の観点から、新たな「妊産婦医療費助成制度」を創設し、疾患や受診科の制限なく、妊産婦の医療機関での一部負担金を助成してください。

⇒ 妊婦健診については、最大14回及び基本的な各種検査項目（超音波検査など）については助成を行っておりますが、新たに妊産婦の医療費助成制度を創設する考えはございません。

③就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また年度途中でも申請できることを周知徹底し、入学準備金は新学期開始前に支給していただきます。

⇒ 当市では1.45倍以内の世帯を就学援助対象としています。年度途中の申請については学校を通じて随時受付しています。来年度以降の対応については他市町の状況を踏まえ検討していく必要があると考えています。入学準備金については入学前支給を今年度対象の児童・生徒から実施しています。

④小中学校の給食費を無償にしてください。当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などをおこなってください。

⇒ 学校給食に係る経費のうち、食材料費は学校給食法で保護者負担とされておりますので、学校給食を無償化するなどの考えはありません。

⑤就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

⇒ 現時点での考えはありません。（給食費につきましては、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担することが原則と考えます。）

⑥待機児童解消のために、公立保育所または認可保育所を増設してください。

⑦待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善して増員してください。
⇒ (⑥・⑦について)

⑧につきましては、増設の考えはありませんが、待機児童対策として、民間力を活用した受け入れ枠の拡大や、保育士が働きやすい環境の整備を行うとともに、保育士の確保に向けて取り組んでまいります。
(以上)

2019 自治体要請キヤラバン

社会保障の施策拡充を求める要請事項 回答書【村山市】

1. 国民健康保険について

- ①国保加入者が所得に応じて支払える保険料にしてください。国保料の引き上げはおこなわず、そのために一般会計からの繰り入れを増額してください。
→市町村の国保運営については、国や県等から負担金や交付金などの交付や税収をもとに適正に運営しております。今後とも安定的な財政運営に向けて努力いたします。
- ②18歳未満の子どもの均等割り負担の軽減など、子育て世帯の国保料の軽減をしてください。
→社会情勢等を見極めながら努力してまいります。
- ③国保法 44 条（一部負担金の減免制度）、第 77 条（保険料の減免・猶予）については、低所得のみを理由として活用できる制度として拡充してください。制度について、行政や医療機関の窓口におわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。
→減免制度については個別のケースに対して慎重に検討していきたいと思っております。
- ④国保料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、滞納による資格証明書の発行、財産差し押さえなど行わないよう努めてください。
→滞納世帯であっても 18 歳以下の子どもには 6 カ月の短期証を交付しております。滞納世帯の個別の状況を把握しながら適正に取り扱っていきたいと思います。

2. 高齢者医療・福祉について

- ①後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差し押えなどはないでください。
→個別の事情を勘案しながら対応してまいります。
- ②後期高齢者医療制度の特例軽減措置の復活を国に要請してください。
→全国後期高齢者医療広域連合協議会より厚生労働大臣に要望しております。

3. 無料低額診療制度について

- ①無料低額診療制度の広報による周知をすすめてください。
→市ホームページに掲載し周知しております。
- ②無料低額診療利用者の票代本人負担を助成してください。保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要請してください。
→他自治体、国の動向を注視してまいります。

4. 介護保険について

- ①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内をおこなってください。
→利用の相談にあたっては、介護保険の知識を持った職員が対応しており、利用したいサービスなど個別丁寧な聞き取りを行ったうえで、適切な手続きをご案内しております。
- ②介護保険料の低所得者への減免制度の実施・拡充とともに、国に対して国庫負担の大幅引き上げを要請してください。
→法令等により示された制度に基づき上限どおり減免を実施しております。
- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
→法令等により制度化されているものはすべて実施しております。

- ④総合事業では、現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしていただく。

→利用者が、各々にあったサービスの利用ができる体制の整備に努めてまいります。

- ⑤特別養護老人ホームの入所待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームを増やしてください。

→これまでも計画的に整備を進め待機者の解消に努めており、今後も待機者の状況等を把握し必要な施設の整備に努めてまいります。

- ⑥要介護 1・2 のかたの特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添った対応を徹底してください。国に対して特養の入所基準を元に戻すように要請してください。

→山形県指針に基づき適正な対応に努めてまいります。

- ⑦介護職員の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善について国への要請とともに、独自の財政的支援および施策をおこなってください。

→今後も、国で審議されている介護人材の処遇改善に向けた議論を注意深く見守っていきま

- ⑧認知症のかたへの支援策として効果があつた自治体の取り組みを教えてください。また、認知症のかたに関わるかたへの支援方法について、好評なものを教えてください。

→今後も共生、予防に効果的な施策のあり方について情報収集してまいります。また、当市でも認知症サポーター養成講座や認知症カフェを随時開催しております。

- ⑨高齢者の人権を尊重する支援とともに、虐待防止策の充実をはかってください。
→虐待に関する通報や施設内指針整備の義務や、相談・対応窓口の周知に努めてまいりま

5. 生活保護について

- ①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法 25 条および生活保護法の原理原則にもとづいておこない、ただちに申請書を交付したうえで生活保護が必要な人には早急に支給してください。
②医療を選択する権利が守られるよう、生活保護受給者の後発医薬品使用の原則化を実施しないよう国に求めてください。
③夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新を含む）および電気代の助成をおこなってください。
→生活保護業務にあたっては、引き続き、法令に従い適切に対応してまいります。
また、被保護者に対して丁寧に丁寧で迅速な相談・申請の対応を心がけております。

6. 障害者福祉について

- ①障害者が地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。
②40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者について、一律に介護保険優先とせず、本人の意向をもとに障害福祉サービスを利用できるようにしてください。
→村山市障がい者福祉プラン（第 3 次）に基づき、グループホームや入所施設・通所施設の場の確保について検討していきます。

65 歳以上の障がい福祉サービスについては、法令に基づき必要かつ適切なサービス提供を行っております。介護保険の利用については、利用者に対し十分な説明を行うとともに、一律に移行することなく、意向を確認しながら適切に対応してまいります。

7. 子育て支援について

①子どもの医療費助成の対象年齢を18歳年度末までにしてください。

→子どもの医療費無料化については福祉医療助成に対する国保会計の国庫負担削減の撤廃とともに、これまでも県や市長会などを通して要望しております。今後とも継続して要望してまいります。

②妊産婦・子育て支援の観点から、新たな「妊産婦医療費助成制度」を創設し、疾患や受診科の制限なく、妊産婦の医療機関での一部負担金を助成してください。

→当市では県内では唯一、産婦乳児1カ月健診費用の全額助成を実施しております。新たな制度については、今後、他自治体や国の動向をみながら対応を検討してまいります。

③就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また年度途中でも申請できることを周知徹底し、入学準備金は新学期開始前に支給してください。

→当市では要請書にある通り実施しております。

④小中学校の給食費を無償にしてください。当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などをおこなってください。

→当市では、すべての児童生徒について給食費を無償にすることは今のところ考えておりませんが、就学援助を受けている世帯や多子世帯等については必要な支援を行っております。

⑤就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

→副食費については、国の制度に基づき取り扱いを行っております。

⑥待機児童解消のために、公立保育所または認可保育所を増設してください。

→市内における待機児童は発生しておりません。

⑦待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善して増員してください。

→保育施設においては、基準を満たす人員配置を行っております。

(以上)

令和元年11月20日

山形県社会保険推進協議会
会長 高木 紘一 様

長井市長

内 谷

重 海



山形県社会保険推進協議会（高木紘一会長）から2019年10月28日付けで提出された「社会保険の施策拡充についての要請事項」について下記のとおり回答します。

記

1. 国民健康保険について

①国保加入者が所得に応じて支払える保険料にしてください。国保料の引き上げはおこなわず、そのために一般会計からの繰り入れを増額してください。

(回答 市民課)

法令および厚生労働省の指示に従い適切に歳入を確保しています。

②18歳未満の子どもの均等割り負担の軽減など、子育て世帯の国保料の軽減をしてください。

(回答 市民課)

法令及び厚生労働省の指示に従い適切に処理しています。なお、当市では国保料の軽減を図ることによりも、医療費の支払いの軽減を図ることで子育て支援を進めております。

③国保法44条（一部負担金の減免制度）、第77条（保険料の減免・猶予）については、低所得のみを理由として活用できる制度として拡充してください。制度について、行政や医療機関の窓口によりわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答 市民課)

法令および厚生労働省の指示に従い対応します。

④国保料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、滞納による資格証明書の発行、財産差し押さえなど行わないよう努めてください。

(回答 税務課)

これまでも納税者（加入者）の立場に立った納税相談を行ってまいりましたし、今後とも同様に対応してまいります。税の公平な負担の見地に立てば、滞納が継続することによる資格証の発行や、国税徴収法に規定に従ってやむを得ず財産差押を執行しなければならぬことをご理解ください。よろしくお願いいたします。

2. 高齢者医療・福祉について

①後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差し押えなどはないでください。

(回答 市民課)

被保険者相互の公平性の観点から、滞納者に対しては納税相談や分割納付の相談に応じる等の対応を取っております。それでも納税相談に応じない等、悪質な滞納者については必要に応じて財産の差し押さえ等の措置を行っている状況です。

②後期高齢者医療制度の特例軽減措置の復活を国に要請してください。

(回答 市民課)

全国市長会等での検討、議論に委ねます。

3. 無料低額診療制度について

①無料低額診療制度の広報による周知をすすめてください

(回答 市民課)

法令および厚生労働省の指示に従い対応します。

②無料低額診療利用者の票代本人負担を助成してください。保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要請してください。

(回答 市民課)

法令および厚生労働省の指示に従い対応します。

4. 介護保険について

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内をおこなってください。

(回答 福祉あんしん課)

専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内をおこなっております。

②介護保険料の低所得者への減免制度の実施・拡充とともに、国に対して国庫負担の大幅引き上げを要請してください。

(回答 福祉あんしん課)

低所得高齢者への対応として、第7期でも国で示した標準の9段階区分・割合を基に、より低所得者層にやさしく弾力化した独自の1.1段階の区分・割合に設定しており、消費税増徴に伴う低所得者の負担軽減強化についても完全実施の予定です。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答 福祉あんしん課)

利用料の減免については、平成28年度より認知症対応型共同生活介護実費等助成事業を継続して実施しています。

④総合事業では、現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしていただきます。

(回答 福祉あんしん課)

高齢者の自立支援や重度化防止のために必要なサービスについて利用できるように進めます。

⑤特別養護老人ホームの入所待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームを増やしてください。

(回答 福祉あんしん課)

当市は地域密着型サービス事業所の基盤整備事業も順調に進み、介護保険施設等のベッド数は13市では一番充実し待機者数は減少しており、特別養護老人ホームの増設の予定はありません。

⑥要介護1・2のかたの特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添った対応を徹底してください。国に対して特養の入所基準を元に戻すように要請してください。

(回答 福祉あんしん課)

当市は特別養護老人ホーム以外の施設や在宅の介護保険サービスも充実しており、介護度に合わせ、状況に寄り添った対応を行っております。

⑦介護職員の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善について国への要請とともに、独自の財政的支援および施策をおこなってください。

(回答 福祉あんしん課)

当市は介護職員養成・確保支援協議会を設立し、介護人材育成事業に取り組み、独自に介護職員就職業奨励金事業を実施しております。介護サービスの質の向上を目指した適正化事業にも積極的に取り組んでおります。

⑧認知症のかたへの支援策として効果があった自治体の取り組みを教えてください。また、認知症のかたに関わるかたへの支援方法について、好評なものを教えてください。

(回答 福祉あんしん課)

認知症カフェや介護者の集いなどが交流の機会となり、自ら積極的に参加する方や介護保険のサービス利用につながっています。地域密着型事業所に介護相談員の派遣や介護施設職員対象の研修会を開催しています。

⑨高齢者の人権を尊重する支援とともに、虐待防止策の充実をはかってください。

(回答 福祉あんしん課)

成年後見利用促進にむけて(仮称)置賜成年後見センター設置を3市5町とともに取組んでいます。今後も虐待予防について周知してまいります。

5.生活保護について

①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法25条および生活保護法の原理原則にもとづいておこない、ただちに申請書を交付したうえで生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答 福祉あんしん課)

生活保護の申請の意思があった場合、速やかに申請書を受理し、必要な調査を行ったうえで規定の期限内に保護の要否を決定し、扶助費を支給しています。

②医療を選択する権利が守られるよう、生活保護受給者の後発医薬品使用の原則化を実施しないよう国に求めてください。

(回答 福祉あんしん課)

後発医薬品の使用への不安等から必要な服用ができない等の事情が認められるときは、薬剤師が処方医に疑義照会を行い、当該処方医において医学的知見に基づき先発医薬品が必要と判断すれば、先発医薬品を調剤することができ、とあるため不安等がある方には対応できると思われま

③夏暑期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新を含む)および電気代の助成をおこなってください。

(回答 福祉あんしん課)

現行の生活保護基準において、冷暖房器具購入費用が一部認められています。電気代については生活扶助費に含まれるものとしてご了承ください。

6.障害者福祉について

①障害者が地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

(回答 福祉あんしん課)

市で直営はできないため、協議会等で必要性を訴えていきます。

②40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者について、一律に介護保険優先とせず、本人の意向をもとに障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

(回答 福祉あんしん課)

介護保険優先の説明をした上で、本人の意向があれば調査、調整の上障がいサービスの利用が可能としています。

7.子育て支援について

①子どもの医療費助成の対象年齢を18歳年度末までにしてください。

(回答 市民課)

市単独事業となりますので、財源の確保など課題も多い事業であると考えます。現在実施について検討をしている状況ですが実施時期等については未定です。

②妊産婦・子育て支援の観点から、新たな「妊産婦医療費助成制度」を創設し、疾患や受診科の制限なく、妊産婦の医療機関での一部負担金を助成してください。

(回答 市民課)

法令および厚生労働省の指示に従い対応します。

③就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また年度途中で申請できることを周知徹底し、入学準備金は新学期開始前に支給してください。

(回答 学校教育課)

1.4倍以下について予算の関係もありますので検討いたします。

年度途中で申請できることを周知徹底するため、市内(子育て推進課等)とも連携し支援の周知徹底を図っています。

入学準備金の新学期開始前支給は平成29年度より実施済みです。

④小・中学校の給食費を無償にしてください。当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを
おこなってください。

(回答 学校給食共同調理場)

学校給食法に基づき、学校給食提供に係る食材費は保護者負担としていますが、市では、委託炊飯に係る炊飯代経費負担、特別栽培米で提供する経費負担、学校給食の充実を図るための経費負担など、独自に保護者負担の軽減を行っており、県内で最も安価な学校給食費になっています。

⑤就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

(回答 子育て推進課)

国の幼児教育・保育無償化に伴い、低所得世帯については、国において給食費(副食費)が無償となっております。

国の支援策以上の支援については、財源確保も含め慎重にならざるを得ず、国の動向に合わせて進めて行きます。

⑥待機児童解消のために、公立保育所または認可保育所を増設してください。

(回答 子育て推進課)

当市では、年度当初に待機児童は発生しておりませんが、年度途中で産休や育休明けなどにより0～1歳児を中心に待機児童が発生しております。

民間の保育所等では国の「子育て安心プラン」に基づきながら、施設整備補助金を活用し施設を新築する際に定員を増やすなどの、受け皿の整備を図っております。

公立の保育所の増設については、考えておりません。

⑦待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善して増員してください。

(回答 子育て推進課)

国の動向にあわせて進めています。なお、国及び県への要望は必要に応じて行います。

(以上)

社会保障の施策拡充を求める要請事項

2019 年 10 月 28 日
(要請団体)
山形県社会保険推進協議会
会 長 高木 紘一
山形市飯田西 1-2-30
電話 023-631-3327

日頃からご尽力をいただき、心から敬意を表します。

今年 7 月の参議院選挙を経てこの間、安倍内閣は全世代型社会保障に向けた改革を推進し、その改革は医療・介護・年金など社会保障全般にわたる給付削減と負担増が主眼となっており、来年度の通常国会に向けて、介護では「要介護 1・2 の生活援助サービスの保険はすし」「ケアプラン作成の有料化」などが検討されており、あらためて社会保障制度をめぐる状況は一段と厳しさを増しています。

地域の皆様の健康とくらしを守り、向上させる自治体の政策はますます重要となっており、この度は次の各事項について実現をお願いいたしますとともに、お考えをお聞かせいただきたく要請いたします。

1. 国民健康保険について

- ① 国保加入者が所得に応じて支払える保険料にしてください。国保料の引き上げはおこなわず、そのために一般会計からの繰り入れを増額してください。
- ② 18 歳未満の子どもの均等割り負担の軽減など、子育て世帯の国保料の軽減をしてください。
- ③ 国保法 44 条（一部負担金の減免制度）、第 77 条（保険料の減免・猶予）については、低所得のみを理由として活用できる制度として拡充してください。制度について、行政や医療機関の窓口によりわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。
- ④ 国保料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、滞納による資格証明書の発行、財産差し押さえなど行わないよう努めてください。

- ① 毎年度、一定のルールにより一般会計からの繰り入れを行っております。今後も状況を見極めながら適正な保険料の課税を行っていきます。
- ② 被保険者間の負担の公平性や健全な財政運営の確保の観点から、市独自の軽減は考えておりません。子どもたちの均等割保険料（税）軽減措置の導入については、全国市長会や全国知事会から国に提案・要望しておりますので、その動向を注視してまいります。
- ③ 負担の公平性や健全な財政運営を確保するため、拡充は考えておりません。また、積極的な広報・周知は考えておりません。
- ④ 国保納税相談等を実施し、生活状況を十分把握し、担税力のない生活困窮者については差押は実施していません。特別な事情がないにもかかわらず滞納して納税相談に応じない世帯主に対しては資格証明書を発行しておりますが、被保険者間の負担の公平性や健全な財政運営を確保するため、やむを得ないと考えます。

2. 高齢者医療・福祉について
- ① 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差し押えなどはしないでください。
- ② 後期高齢者医療制度の特例軽減措置の復活を国に要請してください。

- ① 後期高齢者医療保険納税相談等を実施し、生活状況を十分把握し、担税力のない生活困窮者については差し押えは実施していません。
- ② 平成 20 年度の制度発足時における激変緩和措置として行われておりましたが、制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直しが行われたものであり、復活の要請は考えておりません。

3. 無料低額診療制度について

- ① 無料低額診療制度の広報による周知をすすめてください。
- ② 無料低額診療利用者の乗代本人負担を助成してください。保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要請してください。

- ① 庁内（福祉事務所）にチラシを配置し周知しています。

- ② 市単独の助成事業を行う予定はありません。保険薬局も対象となるよう要請することについては、機会があれば行っていきます。

4. 介護保険について

- ① 介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内をおこなってください。
- ② 介護保険料の低所得者への減免制度の実施・拡充とともに、国に対して国庫負担の大幅引き上げを要請してください。
- ③ 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ④ 総合事業では、現行相当サービスが必要人には継続した利用ができるようにしていただきます。
- ⑤ 特別養護老人ホームの入所待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームを増やしてください。
- ⑥ 要介護 1・2 のかたの特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添った対応を徹底してください。国に対して特養の入所基準を元に戻すように要請してください。
- ⑦ 介護職員の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善について国への要請とともに、独自の財政的支援および施策をおこなってください。
- ⑧ 認知症のかたへの支援策として効果があつた自治体の取り組みを教えてください。また、認知症のかたに関わるかたへの支援方法について、好評なものを教えてください。
- ⑨ 高齢者の人権を尊重する支援とともに、虐待防止策の充実をはかってください。

- ① 介護認定申請時には、介護制度について丁寧な説明を行い、身体状況や認定後の介護サービス利用の希望などを考慮して、適切な申請受付を行っています。
- ② 低所得者に対する保険料については、国の基準に基づき、第1段階から第3段階の保険料軽減を拡大して実施しています。
- ③ 利用料の低所得者への減免については、現在、高額介護サービス制度や高額医療・高額介護合算制度、特定入所介護サービス（補足給付）制度、社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減制度等の軽減があります。今後も、介護認定者数が増加し、サービス利用も増えることが予想されることから、持続可能な介護保険制度を行うためにも、市独自の減免は難しい状況と考えています。
- ④ 天童市においては、現行相当サービスの制限は行っておりません。
- ⑤ 特別養護老人ホームの待機者は横ばいの状況ですが、今後のニーズ等を踏まえて、特別養護老人ホームやその他の介護施設の整備を検討します。
- ⑥ 特養の特例入所については、基準に基づき適正に判定しております。
- ⑦ 処遇改善加算については、取得を促し、適切に処遇改善に反映されるよう周知してまいります。介護人材の確保については、持続可能な介護保険制度を実現していくために必要不可欠であることから、介護人材の不足解消について国・県に対して対策を要望していくとともに、市としても就労面談会の開催等といった対策を実施してまいります。
- ⑧ 認知症と診断を受けた方への差別や偏見を無くすように、寛容な地域社会を目指すことが重要であると考えます。認知症を予防するという観点よりは、加齢による記憶力の低下も含めて、誰でもなりうるものであり、皆にやさしい地域社会を目指す、認知症の人と家族の会に出席するなど、認知症の方への支援の在り方については、認知症の人と家族の会を十分に聴いたうえで、支援策を考えています。
- ⑨ 高齢者虐待防止について、事案が発生した場合には、早期発見としっかりした対応、及び事後経過の継続を行なっています。
また、人権の尊重の啓蒙を、研修会等を通じて実施しています。

5. 生活保護について

- ① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法25条および生活保護法の原理原則にもとづいておこない、ただちに申請書を交付したうえで生活保護が必要な人には早急に支給していただきます。
- ② 医療を選択する権利が守られるよう、生活保護受給者の後発医薬品使用の原則化を実施しないよう国に求めてください。
- ③ 夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新を含む）および電気代の助成をおこなってください。

- ① 生活保護の相談にあたっては、相談者の申請権を侵害しないこととし、国が示している生活保護法による保護の実施要領に基づいて、適切に業務を行っています。
- ② 後発医薬品の利用については国の定める運営要領に基づき、医師の処方に従い調剤することになっており、医師の医学的見解に基づき先発医薬品が必要と判断すれば、先発医薬品を調剤しております。
- ③ エアコンの購入費用については厚生労働省通知に従い家具什器費として給付を行っているところですが、独自の助成については、現段階では難しいと考えています。なお、要望の機会があれば行ってみたいと思います。

6. 障害者福祉について

- ① 障害者が地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置していただきます。
- ② 40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者について、一律に介護保険優先とせず、本人の意向をもとに障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

- ① 障がい者が必要な支援を受けながら地域で安心して生活できるよう、グループホームなどの整備を行う事業所に対して支援を行っています。
- ② 本人の意向も踏まえながら、生活に支障がないよう、サービス等の提供を行っています。

7. 子育て支援について

- ① 子どもの医療費助成の対象年齢を18歳年度末までにしてください。
- ② 妊産婦・子育て支援の観点から、新たな「妊産婦医療費助成制度」を創設し、疾患や受診科の制限なく、妊産婦の医療機関での一部負担金を助成してください。
- ③ 就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また年度途中でも申請できることを周知徹底し、入学準備金は新学期開始前に支給していただく。
- ④ 小中学校の給食費を無償にしてください。当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などをおこなってください。
- ⑤ 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。
- ⑥ 待機児童解消のために、公立保育所または認可保育所を増設してください。
- ⑦ 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善して増員してください。

- ① 医療費助成の対象を平成29年7月診療分から18歳年度末までに拡大しております。
- ② 妊産婦医療費助成制度については、現在、妊婦健康診査助成事業として、妊婦健康診査14回分、超音波検査4回分、HTLV-1検査、性器クラミジア検査、子宮頸がん検診の助成を行っており、一人に対し約10万円の助成を行っております。そのため、妊婦に対する医療費助成は考えておりません。また、産婦に対する医療費助成についても、助成する予定はありません。
- ③ 平成29年度から、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯を対象としております。また、入学準備金は平成28年度から小学6年生に中学校入学準備金を、平成29年度から小学校就学予定者に小学校入学準備金を支給しております。
- ④ 平成29年度から、18歳未満の年長の子から数えて3番目以降の児童生徒を対象に無料化を実施しており、市外の学校に通学、又は、就学等の子の住所が市外でも可です。ただし、生活保護、就学援助の認定等により学校給食費相当額の給付を受けている場合を除きます。
- ⑤ 本市では、市単独事業として18歳未満第3子以降の児童の給食費を無償化しています。また、10月かから実施されている幼児教育保育の無償化に伴い、保育所、幼稚園等に通う3～5歳のうち、保護者の市民税額が一定の額未満の児童の副食費を免除しています。現在のところ、それ以外の児童の給食費の無償化については検討していません。
- ⑥ 本市では、施設整備により平成30年度以降4月1日時点での待機児童はいませんが、潜在的な保育需要に対しては、十分な定員確保ができていないため、引き続き、施設整備を支援し、受け入れの拡充を図ります。
- ⑦ 民間立認可施設の処遇については、全ての施設において、国の制度である処遇改善等加算I及びIIを活用し、職員の経験年数やキャリアに応じた賃金改善を実施して人材確保に努めています。

社会保障の施策拡充を求める要請事項

2019年10月28日

(要請団体)

山形県社会保険推進協議会
会 長 高木 紘一
山形市飯田西 1-2-30
電話 023-631-3327

日頃から尽力をいただき、心から敬意を表します。

今年7月の参議院選挙を経てこの間、安倍内閣は全世代型社会保障に向けた改革を推し進め、その改革は医療・介護・年金など社会保障全般にわたる給付削減と負担増が主眼となっています。来年の通常国会に向けて、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険は無し」「ケアプラン作成の有料化」などが検討されており、あらためて社会保障制度をめぐる状況は一段と厳しさを増しています。

地域の皆様の健康とくらしを守り、向上させる自治体の政策はますます重要となっており、この度は次の各事項について実現をお願いしますとともに、お考えをお聞かせいただきたく要請いたします。

1. 国民健康保険について

①国保加入者が所得に応じて支払える保険料にしてください。国保料の引き上げはおこなわず、そのために一般会計からの繰り入れを増額してください。

【回答】

法定外の一般会計からの繰入れを実施することは、国保に加入していない市民に対し、結果として法律に基づかない負担を強いることとなります。

30年度の広域化に合わせて国が定めた「国保運営方針策定要領」においても、「保険料負担緩和」といった決算補填等を目的とする法定外の一般会計繰入は、国保特別会計においては解消又は削減すべき対象としての「赤字」であることが明記され、保険料率の適正な設定等により、計画的・段階的な解消が求められているところ です。

ただし、急激な保険料の負担増が生じないよう、基金取り崩しや繰入について慎重に検討していかねばならないと考えっております。

②18歳未満の子どもの均等割り負担の軽減など、子育て世帯の国保料の軽減をしてください。

【回答】

均等割については、子どもに限らず、平成26年度から軽減制度が拡大されており、それ以上の減免は今のところ考えていません。少子化対策として有効な取り組みは何かの、慎重に検討していかなければならないと考えっております。

② 国保法44条（一部負担金の減免制度）、第77条（保険料の減免・猶予）については、低所得のみを理由として活用できる制度として拡充してください。制度について、行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】

低所得のみを理由とした減免や猶予については、今のところ考えておりません。個別に

状況を聞き、減免や猶予をすべきか判断させていただきます。

③ 国保料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、滞納による資格証明書の発行、財産差し押さえなど行わないよう努めてください。

【回答】

督促状を発送しても納付がない場合は、文書・電話・訪問により滞納者との接触を図って実情把握等に努めるとともに、個々の状況に応じた納税相談を行っております。

継続納付されている世帯には、資格証明書を発行せず、保険証を発行しています。やむを得ず差押に至るケースはありますが、事前に財産調査を行って担保力の有無を確認するとともに、これまでの経緯と現在の状況を踏まえて、総合的に検討のうえで行っております。

なお、「財産がない、あるいは差押を行うことで生活を著しく窮迫させるおそれがある」場合は、滞納処分を行っておりません。

2. 高齢者医療・福祉について

①後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差し押さえなどはしないでください。

【回答】

督促状を発送しても納付がない場合は、文書・電話・訪問により滞納者との接触を図って実情把握等に努めるとともに、個々の状況に応じた納税相談を行っております。

やむを得ず差押に至るケースはありますが、事前に財産調査を行って担保力の有無を確認するとともに、これまでの経緯と現在の状況を踏まえて、総合的に検討のうえで行っております。

なお、「財産がない、あるいは差押を行うことで生活を著しく窮迫させるおそれがある」場合は、滞納処分を行っておりません。

②後期高齢者医療制度の特例軽減措置の復活を国に要請してください。

【回答】

軽減特例措置は、制度発足時の保険料徴収の激変緩和措置として実施されてきたものであり、段階的な見直しを行っております。

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するためには、高齢者と若者の間での世代間公平や、高齢者間での世代内公平が図られるよう、負担能力に応じた負担をいただく必要があります。

特例軽減制度の復活は、制度維持や負担の公平性などを鑑み要請は行いませんので、ご理解をお願いいたします。

3. 無料低額診療制度について

① 無料低額診療制度の広報による周知をすすめてください。

【回答】

現在、無料定額診療制度を利用できる医療機関が市内にないことから積極的な広報は行っておりませんが、制度利用が必要な方からの相談があった場合は、医療機関との調整を行ってまいります。

②無料低額診療利用者の業代本人負担を助成してください。保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要請してください。

【回答】

生活困窮者の相談については、社会福祉協議会に委託して行っており、医療費の負担が困難な場合は、生活保護制度も検討しながら支援を行っている状況です。

4. 介護保険について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内をおこなってください。

【回答】

介護保険利用の相談窓口には、市及び地域包括支援センターにて専門知識を持った職員が対応しております。

②介護保険料の低所得者への減免制度の実施・拡充とともに、国に対して国庫負担の大幅引き上げを要請してください。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】②③併せて

本市の保険料段階は、国の基準に従い、9段階に細分化し、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定しております。現在、低所得者（第1段階）については、別途公費により軽減を行っております。

介護保険料および介護サービスの利用料についても、東根市介護保険条例、東根市介護保険条例施行規則に基づき、災害等や収入の著しい減少により減免を受けられるようになっています。

また、食事代や居住費の利用料を一定額負担していただき、差額分を介護保険で負担する負担限度額認定制度や、社会福祉法人等利用負担軽減に取り組んでおり、利用料の負担軽減を行っております。

④総合事業では、現行相当サービスが必要人には継続した利用ができるようにしていただきます。

【回答】

利用者のサービスについては、個々の心身等の状況のアセスメントに基づいたケアプランに応じサービスを選択しております。

⑤特別養護老人ホームの入所待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームを増やしてください。

【回答】

平成29年4月より、特別養護老人ホーム80床（新設60床、増設20床）、認知症高齢者グループホーム18室を開設し、待機者解消を図っており、平成27年度以降その数は減少傾向にあります。

⑥要介護1・2のかたの特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添った対応を徹底してください。国に対して特養の入所基準を元に戻すように要請してください。

【回答】

要介護1・2の方の特例的な施設への入所（以下、特例入所という。）の判断については、各施設が行うこととされていますが、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたって、保険者市町村に意見を求めることとされています。意見を求められた場合には、国が示した特例入所の基準を確認したうえで、地域の介護サービス等の提供

体制の状況や、介護支援専門員等からの居宅等における生活の困難度の聴取等を踏まえ意見を表明しております。

⑦介護職員の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善について国への要請とともに、独自の財政的支援および施策をおこなってください。

【回答】

本市では、平成30年度より介護職員人材育成支援事業補助金を創設し、介護従事者のキャリアアップのための研修費の助成を行っております。

⑧認知症のかたへの支援策として効果があつた自治体の取り組みを教えてください。また、認知症のかたに関わるかたへの支援方法について、好評なものを教えてください。

【回答】

2019年度、「なごみマルシェ」として、小規模多機能型居宅介護サービス利用者が育てた野菜等を認知症カフェで販売する取り組みを認知症地域支援推進員が中心となって開催しました。認知症高齢者が役割を持って活動することにより、笑顔が見られました。

また、認知症高齢者声掛け訓練を実施し、地域での認知症高齢者への対応について学んでいます。

⑨高齢者の人権を尊重する支援とともに、虐待防止策の充実をはかってください。

【回答】

高齢者虐待については、未然に防ぐことが重要であることから、高齢者総合相談機能の充実をはかっています。また、高齢者実態把握として個別訪問を実施しています。

5. 生活保護について

①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法25条および生活保護法の原理原則にもとづいておこない、ただちに申請書を交付したうえで生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生活保護の相談・申請については、相談者の状況等を十分に把握したうえで、他法他施策の活用等についても適切に助言を行うとともに、制度の内容を「生活保護のしおり」を活用し説明し、十分な理解が得られるように努めております。

そのうえで、生活保護の申請意思があれば速やかに申請書を交付し、調査の結果、生活保護が必要な場合には速やかに受給決定を行っております。

②医療を選択する権利が守られるよう、生活保護受給者の後発医薬品使用の原則化を実施しないよう国に求めてください。

【回答】

生活保護制度は国で定められている制度であることから、地方公共団体としては国の実施方針を遵守してまいります。

② 夏季期間、近年の疊さへの対応として、エアゴンの購入費用（更新を含む）および電気代の助成をおこなってください。

【回答】

生活保護制度は国で定められている制度であることから、国で制度改正が行われた際は速やかに対応してまいります。

6. 障害者福祉について

①障害者が地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答】

グループホーム、通所施設が拡充されるよう、事業所から新規開設の要望があれば、開所に向けて支援してまいります。

なお、入所施設については、国の基本的な方針の中で地域へ移行する動きがありまので、今後の推移をみながら支援してまいります。

②40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者について、一律に介護保険優先とせず、本人の意向をもとに障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

制度上、介護保険優先となっておりますので、利用者にはその旨を説明しておりますが、本人の状況を確認の上でケアプラン作成事業所とも調整し対応しております。

7. 子育て支援について

①子どもの医療費助成の対象年齢を18歳年度末までにしてください。

【回答】

令和元年10月診療分より、18歳年度末まで対象年齢を拡大しております。

②妊産婦・子育て支援の観点から、新たな「妊産婦医療費助成制度」を創設し、疾患や受診料の制限なく、妊産婦の医療機関での一部負担金を助成してください。

【回答】

現在のところ、考えておりません。国、県等の動向を注視してまいります。

③就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また年度途中でも申請できることを周知徹底し、入学準備金は新学期開始前に支給してください。

【回答】

就学援助制度の対象については、県内の状況を把握しながら検討してまいります。

また、国の要保児童生徒援助費補助金の基準額に合わせ、本市の就学援助費の基準額も改正していきます。

入学準備金の支給については、昨年度より、新学期開始前の支給を行っています。

④小中学校の給食費を無償にしてください。当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などをおこなってください。

【回答】

小中学校の給食費（材料費実費）は、保護者負担をお願いしていますが、要保護・要保健世帯に対しては、給食費全額（限度額なし）を援助費として支給しています。

今後、給食費の無償化については、県内の状況を把握しながら検討してまいります。

⑤就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】

給食費のうち副食費につきましては国の無償化制度に基づく副食費免除対象者に加え、市独自施策として第3子以降の子どもの副食費を免除します。

⑥待機児童解消のために、公立保育所または認可保育所を増設してください。

【回答】

施設整備につきましては、「東根市子ども・子育て支援事業計画」に基づき進めております。平成31年4月1日時点では、待機児童は0人です。

⑦待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善して増員してください。

【回答】

保育士の処遇改善につきましては、国から示されている公定加格への加算（処遇改善加算）により改善が図られているものと考えています。

（以上）

2019年11月22日

山形県社会保険推進協議会

社会保障の施策拡充を求める要請事項 回答

1. 国民健康保険について

①国保加入者が所得に応じて支払える保険料にしてください。国保料の引き上げはおこなわず、そのために一般会計からの繰り入れを増額してください。

【健康増進課】

本市においては、国保財政基盤の強化を図るため、平成27年度から一般会計からの法定外繰入を実施しております。さらに、平成30年度より、それまでの所得割、資産割、平等割、均等割という4方式から資産割をなくし3方式とすることで、負担軽減を図ったところです。

今後については、共同運営に関する国、県の動向を見極めつつ、対応していきます。

②18歳未満の子どもの均等割り負担の軽減など、子育て世帯の国保料の軽減をしてください。

【健康増進課】

子どもにかかる国保税均等割りの負担軽減については、子育て世帯の負担軽減を図るため、全国市長会を通じて国に対して要望しているところであり、今後、国や県、他市町村の動向を踏まえながら、対応していきます。

③国保法44条(一部負担金の減免制度)、第77条(保険料の減免・猶予)については、低所得のみを理由として活用できる制度として拡充してください。制度について、行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【健康増進課】

国民健康保険一部負担金の減免については、尾花沢市国民健康保険規則で定められており、取扱要綱も制定しながら実施しています。また、制度の内容をホームページに掲載し、周知も図っております。

④国保料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、滞納による資格証明書の発行、財産差し押さえなど行わないよう努めてください。

【健康増進課】【市民税務課】

滞納されている方には、相談の案内や弁明の機会などをお知らせしながら対応しており、資格証明書については、対象を納付相談に応じない等、納付の意欲の見られない方に限定しています。国保税の滞納があったとしても、継続的に納付されている方については、有効期限を区切った(3ヵ月、1ヵ月)被保険者証を交付しております。申告の催告により所得の実態の把握に努め、国保税の軽減を行っています。

また、個別訪問による納税相談を行い、生活実態や収入状況などを把握しながら、滞納世帯の払税能力に応じて分割納付をしていただくなど納税しやすい環境づくりに努めています。

今後とも、納税の公平性を維持しながら、日常生活に支障を及ぼさないことを基本とし、きめ細かな納税相談の実施に努め納税への理解を求めてまいります。

2. 高齢者医療・福祉について

①後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差し押さえなどはしないでください。

【市民税務課】【健康増進課】

国民健康保険税同様、滞納者の対応につきましては、個別訪問による納付相談を行い、生活実態や収入状況などを把握しながら、滞納世帯の払税能力に応じて分割納付をしていただくなど納税しやすい環境づくりに努めています。

今後とも、負担の公平性を維持しながら、日常生活に支障を及ぼさないことを基本とし、きめ細かな納付相談の実施に努め納付への理解を求めてまいります。これまで同様、滞納者の生活状況や所得調査を行うことにより、適切に対応してまいります。

②後期高齢者医療制度の特例軽減措置の復活を国に要請してください。

【健康増進課】

特例軽減措置については、制度改正時に激変緩和の観点から定められたものであり、世代間・世代内の負担の公平を図るため、段階的に見直されるものです。

この措置は、後期高齢者医療制度の持続性を高めるためのものであることをご理解いただくとともに、軽減制度について国の動向を注視していきます。

3. 無料低額診療制度について

①無料低額診療制度の広報による周知をすすめてください。

【福祉課】

福祉課カウンターに山形県作成の無料低額診療事業のリーフレットを設置し、周知に努めています。また、生活困窮者の自立相談支援事業を委託している尾花沢市生活自立支援センターにおいてもリーフレットの設置し、周知を図っております。

②無料低額診療利用者の薬代本人負担を助成してください。保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要請してください。

【福祉課】

無料低額診療事業は第二種社会福祉事業であり、実施する医療機関により申込方法や減免の基準が異なっているため、当市では対象者の把握ができません。保険薬局については、社会福祉法に定義される第二種社会福祉事業ですので、今後、国の動向を見ながら対応してまいります。

4. 介護保険について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内をこなしてください。

【福祉課】

介護福祉士の職員、臨時職員が窓口相談に来られた方の介護相談を受け、必要に応じて要介護認定申請等の案内を行っております。職員の異動に際しては、「介護認定審査会委員及び認定調査員新規研修」、「介護保険実務担当者研修」等、必要な研修を受講してから業務にあたることを必須としており、担当職員についても現任研修等を受けた後に係内で伝達講習を行うなど、介護保険の理念に則し、社会保障制度全体の動向を

踏まえ業務を遂行しております。

- ②介護保険料の低所得者への減免制度の実施・拡充とともに、国に対して国庫負担の大幅引き上げを要請してください。

【福祉課】

本市の保険料は第10段階に設定しております。現在、第1段階、第2段階、第3段階において、消費税の増税に併せて、段階的に別枠公費による保険料の引き下げが実施されており、来年度には、引き下げが完全実施される予定です。制度の拡充については、第8期介護保険事業計画策定の中で検討してまいります。

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【福祉課】

本市では、低所得者に対する負担軽減措置として、高額介護サービス・特定入所者介護サービス・社会福祉法人等による負担軽減制度・高額医療・高額介護合算制度)を実施しております。制度の拡充については、第8期介護保険事業計画策定の中で検討してまいります。

- ④総合事業では、現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

【福祉課】

平成29年4月より総合事業を開始しており、相談者の状況や要望等を踏まえ適正なサービスを提供できるよう対応しております。総合事業を利用できる対象者は、要支援認定を受けた方、基本チェックリスト該当者の事業対象者で、改正前の訪問介護相当、通所介護相当にあたる訪問型サービス、通所型サービスを含む介護予防・日常生活支援総合事業を利用でき、現行相当サービスが必要な人には継続した利用が可能となっております。

- ⑤特別養護老人ホームの入所待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームを増やしてください。

【福祉課】

第7期介護保険事業計画策定にあたり策定委員会を開催し検討を行った結果、計画期間内において、施設サービス基盤の整備は行わないこととしました。

計画策定時に、要支援・要介護認定者の推計結果をもとに、今後の介護サービス給付費を推計し介護保険料を設定しておりますが、特別養護老人ホームを増やすことは、保険料の大幅な増額に繋がることから予想されますので、十分なニーズ把握を行い、第8期計画策定の際に慎重に検討してまいります。

- ⑥要介護1・2のかたの特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添った対応を徹底してください。国に対して特養の入所基準を元に戻すように要請してください。

【福祉課】

山形県老人福祉施設協議会では、入所申込者の介護の必要性や家族等の状況を考慮し、特別養護老人ホームへ入所するにあたっては、優先度が高い方が入所できるように「山形県特別養護老人ホーム入所指針」を策定しております。その中で、入所判定対象者

については、要介護3以上の方で、要介護1・2の方が入所する場合は特例入所という形になり、必要な手続きについても指針に示されているところです。本市においても、その指針に基づき、要介護1・2の方のうち要件に該当し、在宅での日常生活を営むことが困難な方については、施設と保険者で情報共有しながら、施設サービスをご利用いただいております。

- ⑦介護職員の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善について国への要請とともに、独自の財政的支援および施策をおこなってください。

【福祉課】

独自の財政的支援及び施策について早急に対応していくことは困難であります。介護職員の人材確保について、今後、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくためには重要な要件であると捉えておりますので、処遇改善を国に要請していくことについては、機会を捉えて対応してまいります。

- ⑧認知症のかたへの支援策として効果があつた自治体の取り組みを教えてください。また、認知症のかたに関わるかたへの支援方法について、好評なものを教えてください。

【福祉課】

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう認知症総合支援事業を展開しております。国では新たに新オレンジプランを策定し、本市においても基本指針に基づき施策を総合的に推進しているところです。

具体的には、地域の住民に認知症に対する正しい理解を促進するために認知症サポーターの育成や、認知症の予防・早期発見・早期対応に一貫して取り組む認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの設置などの体制整備、徘徊等のおそれのある高齢者が万が一の方不明になった際、早期発見・保護できるような支援として徘徊高齢者等支援事業、成年後見制度の利用促進等や、家族同士が交流できる場を設けるなど、本人や介護する家族を支援する事業などがあります。また、認知症予防事業としての教室や脳トレ塾の開催など、地域のニーズに合わせた事業を実施しております。

- ⑨高齢者の人権を尊重する支援とともに、虐待防止策の充実をはかってください。

【福祉課】

介護・福祉サービスの総合相談窓口となる地域包括支援センターと連携を図り、高齢者等が安心して日常生活を送れるようにするために、専門的・継続的な視点から権利擁護のために必要な支援を行っております。高齢者の虐待については、「高齢者虐待防止法」により定められているところであり、権利擁護と合わせ充実を図っております。

5. 生活保護について

- ①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法25条および生活保護法の原理原則にもとづいておこない、ただちに申請書を交付したうえで生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【福祉課】

当市では、生活保護の申請・相談者に対して制度の説明を行い、概要が記されたチラシも必ず配布しており、申請意思のある方の申請書は全て受理しています。また、緊急性の

ある方で要否判定に時間を要する場合は、フードバンク等を利用する等の対応をしております。

- ②医療を選択する権利が守られるよう、生活保護受給者の後発医薬品使用の原則化を実施しないよう国にもとめてください。

【福祉課】

平成30年10月1日施行の生活保護法の改正により、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき使用を認めている限り、後発医薬品の使用が原則化されました。ただし、この取り扱いは医師の処方に関する判断をしばるものではありません。後発医薬品の普及については、医療財政の改善のため、生活保護に限らず医療全体・国全体として取り組んでいる施策ですので、決して差別ではないと理解しております。

- ③夏暑期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新を含む)および電気代の助成をおこなってください。

【福祉課】

生活保護制度において、保護開始時や転居の場合などにおいて、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがなく、家具什器の臨時的需要が生じる場合は、一時扶助として家具什器費の支給が認められています。一時扶助における家具什器費については、近年、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、平成30年度より冷蔵庫の購入に必要な費用の支給も認められるようになりました。

また、保護受給中の場合においては、日常生活に必要な生活用品を経常的最低生活費のやり繰りにより賄うか、または貸付資金の活用によって賄うこととなっておりますので、冷蔵庫の更新費用や電気代については最低生活費に含まれております。

6. 障害者福祉について

- ①障害者が地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置していただきます。

【福祉課】

H27に市内の就労支援施設が事業拡大に伴って、施設を増築した際、に対して補助金を交付しております。現在、市内には、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日でも対応できる通所施設はありませんが、就労支援施設が2か所開設されています。今後、事業所新規開設時には空き公共施設の情報提供を含め積極的に支援していきます。

- ②40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者について、一律に介護保険優先とせず、本人の意向をもとに障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【福祉課】

本市の現状として介護保険利用を優先させるようなことはしておりません。ただし、認知症対応等により入所施設側から介護保険に切り替えを相談される例が増えています。本人をはじめ家族、施設、相談支援事業所とも協議を重ねての切り替えとなっております。

障害福祉サービスと介護保険サービスが切れ目なく利用していけるよう心がけております。

7. 子育て支援について

- ①子どもの医療費助成の対象年齢を18歳年度末までにしてください。

【健康増進課】

昨年7月より、子育て支援医療の無料化の対象を18歳到達の年度末までに拡大しました。

- ②妊産婦・子育て支援の観点から、新たな「妊産婦医療費助成制度」を創設し、疾患や受診料の制限なく、妊産婦の医療機関での一部負担金を助成してください。

【健康増進課】

妊産婦については、出産一時金制度や妊娠期間中の妊婦健康診査(全14回)の費用助成制度を通じ、出産前後の負担が軽減されるよう、努めております。今後、妊娠中の疾患につきましても、国や他市町村の動向を注視しながら、対応してまいりたいと考えております。

- ③就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また年度途中でも申請できることを周知徹底し、入学準備金は新学期開始前に支給してください。

【こども教育課】

本市は、生活保護基準の1.3倍以下に設定していますが、県内の状況と比較すると特段低い設定ではないと思われまます。今後の段階的な生活保護基準の見直しを踏まえ、県内の動向を注視し、検討していく予定です。

入学準備金については、平成31年度の新1年生への支給から、入学前支給とし3月に支給しました。

制度の周知については、各小中学校のPTA総会時や就学時健康診断及び入学通知発送時にチラシにて周知するとともに、市報にも掲載しております。

- ④小中学校の給食費を無償にしてください。当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などをおこなってください。

【こども教育課】

平成30年度より、市立小中学校に在籍する児童生徒の給食費の1/2を助成しております。また、義務教育期間中に3人以上在籍している兄弟がいる世帯については、第3子以降の給食費は無料としています。

- ⑤就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【福祉課】

本市においては、幼児教育・保育の無償化に合わせ、10月より3～5歳児における給食費(副食費)を無料としております。

- ⑥待機児童解消のために、公立保育所または認可保育所を増設してください。

【福祉課】

本市においては、現在、待機児童は発生しておりません。今後とも子どもの数の推移を見ながら適正な保育定員が確保できるよう努めてまいります。

⑦待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善して増員してください。

【福祉課】

本市においては、保育士の給与水準の向上を図るため、昨年度より国の制度である処遇改善加算Ⅱを私立保育園において申請しており、適正な人件費が確保できるよう引き続き支援してまいります。

社会保障の施策拡充を求める要請事項

2019年10月28日

(要請団体)

山形県社会保険推進協議会
会 長 高木 紘一
山形市飯田西 1-2-30
電話 023-631-3327

日頃からご尽力をいただき、心から敬意を表します。

今年7月の参議院選挙を経てこの間、安倍内閣は全世代型社会保障に向けた改革を推進し、その改革は医療・介護・年金など社会保障全般にわたる給付削減と負担増が主眼となっており、来年度の通常国会に向けて、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険は必ずし」「ケアプラン作成の有料化」などが検討されており、あらためて社会保障制度をめぐることが一段と厳しさを増しています。

地域の皆様の健康とくらしを守り、向上させる自治体の政策はますます重要となっており、この度は次の各事項について実現をお願いしますとともに、お考えをお聞かせいただきたく要請いたします。

1. 国民健康保険について

① 国保加入者が所得に応じて支払える保険料にしてください。国保料の引き上げはおこなわず、そのために一般会計からの繰り入れを増額してください。

→平成30年度に資産割を廃止し、所得割の税率を下げる改正をしています。また、関係法令に基づき毎年一般会計から繰り入れを行っております。

② 18歳未満の子どもの均等割り負担の軽減など、子育て世帯の国保料の軽減をしてください。→市独自の国保料の軽減は予定しておりません。

③ 国保法44条（一部負担金の減免制度）、第77条（保険料の減免・猶予）については、低所得のみを理由として活用できる制度として拡充してください。制度について、行政や医療機関の窓口によりわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。→減免・猶予は法令や例規に基づき行っています。納税通知とともに周知しております。

④ 国保料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、滞納による資格証明書（発行、財産差し押さえなど）を行わないよう努めてください。

→関係法令に従い、納期限内納税者との均衡を欠くことが無いように、公平公正な納税のため、必要な滞納処分を行っています。

2. 高齢者医療・福祉について

① 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差し押えなどはないでください。

→関係法令に従い、納期限内納税者との均衡を欠くことが無いように、公平公正な納税のため、必要な滞納処分を行っています。

必要な滞納処分を行っています。

② 後期高齢者医療制度の特例軽減措置の復活を国に要請してください。

→後期高齢者医療制度の保険者は広域連合であることから、当市で要請するつもりはございません。

3. 無料低額診療制度について

① 無料低額診療制度の広報による周知をすすめてください。

→県のチラシを窓口を設置しております。

② 無料低額診療利用者の薬代本人負担を助成してください。保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう国に要請してください。

→市内に実施医療機関がないため、利用の状況を把握しておりません。

4. 介護保険について

① 介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内をおこなってください。

→職員の研修に努め、相談内容をよく聞いたうえで、要介護認定申請の案内をしています。

② 介護保険料の低所得者への減免制度の実施・拡充とともに、国に対して国庫負担の大幅引き上げを要請してください。

→検討します。

③ 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

→検討します。

④ 総合事業では、現行相当サービスが必要人には継続した利用ができるようにしてください。

→必要なサービスは、きちんとケアプランに位置づけ、利用できるようにしています。

⑤ 特別養護老人ホームの入所待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームを増やしてください。

→特別養護老人ホームを増やすことは、介護保険料の増額につながるため、需要を見極め検討していきます。

⑥ 要介護1・2のかたの特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添った対応を徹底してください。国に対して特養の入所基準を元に戻すように要請してください。

→要介護1・2の方の特養入所については、事情等を十分に考慮し対応しています。

⑦ 介護職員の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善について国への要請とともに、独自の財政的支援および施策をおこなってください。

→国への要請については、検討します。独自の施策等については、必要な予算の確保に努めます。

③認知症のかたへの支援策として効果があった自治体の取り組みを教えてください。また、認知症のかたに関わるかたへの支援方法について、好評なものを教えてください。
→認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、国の認知症推進施策に基づき、市民公開講座や認知症サポーター養成講習など各種施策に取り組んでいます。中でも、認知症カフェは、9箇所定期的に開催され、市民への周知・啓蒙の場だけでなく、認知症の方やその家族の交流の場にもなっています。

④高齢者の人権を尊重する支援とともに、虐待防止策の充実をはかってください。
→高齢者虐待を防止するため、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知や、介護保険制度の利用促進等による被介護者の負担軽減等に取り組んでいます。

また、関係機関等と連携体制を構築し、虐待の早期発見・早期対応に努めると共に、相談事業や、家族介護支援事業等により、家族の負担軽減を図り、虐待防止に向けた啓発・支援に努めています。

5. 生活保護について

①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法25条および生活保護法の原理原則にもとづいておこない、ただちに申請書を交付したうえで生活保護が必要な人には早急に支給していただきます。

→これまでも相談者・申請者につきましては、生活保護法の原理原則に基づいて対応を行っておりま
す。また、今後も法令に基づき、生活保護事務の執行に努めます。

②医療を選択する権利が守られるよう、生活保護受給者の後発医薬品使用の原則化を実施し
ないよう国に求めてください。

→法定受託事務であり、法令遵遵等に基づき、生活保護事務の執行に努めます。

③夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新を含む）および電気代
の助成をおこなってください。

→生活保護法の支給基準に基づき対応いたします。

6. 障害者福祉について

①障害者が地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行
動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してく
ださい。

→圏域内の関係各所と連携し、利用される方のニーズに応じた社会資源の拡充に努めてまいります。

②40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者について、一律に介護保険優先とせず、本人の意
向をもとに障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

→介護保険対象年齢の方について、一律に介護保険優先へと移行を進めることはなく、ご本人の意
向も踏まえながら、制度に基づき、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。

7. 子育て支援について

①子どもの医療費助成の対象年齢を18歳年度末までにしてください。

→国・県に対し制度の支援強化を要望しているところです。

②妊産婦・子育て支援の観点から、新たな「妊産婦医療費助成制度」を創設し、疾患や受診科
の制限なく、妊産婦の医療機関での一部負担金を助成してください。
→予定しておりません。

③就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また
年度途中でも申請できることを周知徹底し、入学準備金は新学期開始前に支給してくださ
い。

→就学援助の認定基準となる倍率につきましては、各自自治体で収入の把握や認定基準が異なるこ
ともあり、この倍率の高低のみをもって支援の充実度が測られるものではないと理解しております
が、近隣団体の状況も踏まえながら、適正な支援の水準が確保されるよう努めてまいります。

また、年度途中でも申請できることは周知徹底しており、入学準備金の新学期前の支給につ
きましては、平成29年度入学の児童生徒より、新入学用品費を入学前に支給を行っており、今
後とも就学援助制度の趣旨に即し、経済的困窮世帯に対する教育の機会均衡が図られるよう鋭
意努めてまいります。

④小中学校の給食費を無償にしてください。当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを
おこなってください。

→学校給食費の無償化については、当面の計画はございません。

なお、多子世帯の経済的支援として、所得要件に応じて第3子以降の給食費無料化を行って
おります。

⑤就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

→多子世帯に対する支援(満18歳未満の長子から数えて第三子の副食費について、月額4500円
を上限として助成(無償化))を実施しています。

⑥待機児童解消のために、公立保育所または認可保育所を増設してください。

→保育ニーズに応じた対応(未満保育定員の増)を図っています。

⑦待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善して増員してください。

→施設型給付費等にかかる処遇改善加算の活用と保育士の採用を保育施設運営事業者に要請し
ています。

(以上)

